子ども・子育て支援新制度等について

平成25年11月12日(火)

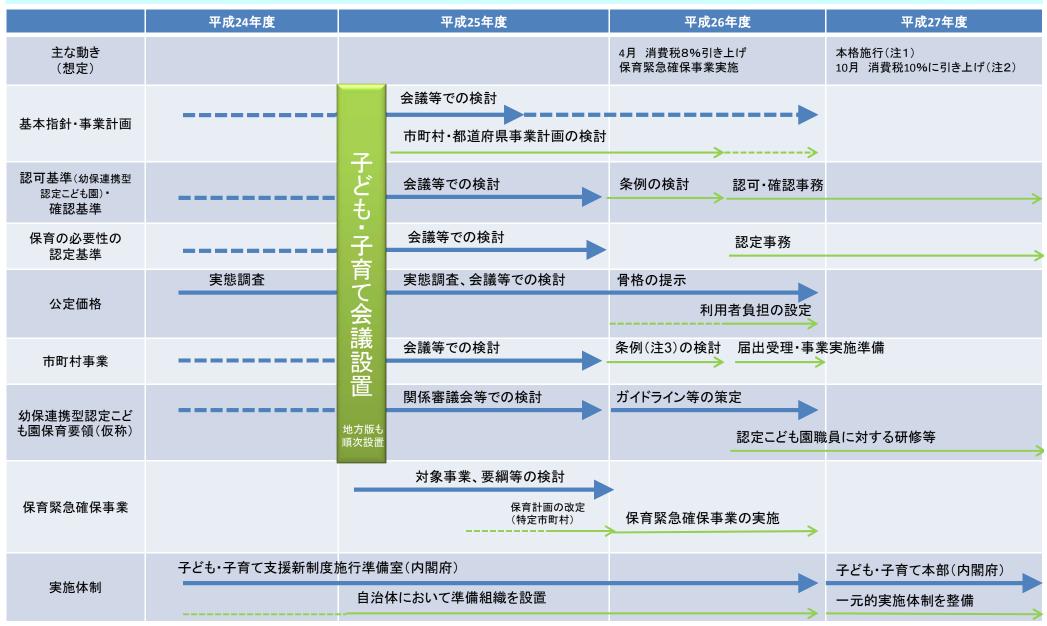
目次

Ι	子ども・子育て支援新制度について・・・・・・ 2
Π	幼稚園教諭免許状を有する者の 保育士資格取得特例について・・・・・・・・・・108
Ш	待機児童解消加速化プランについて・・・・・・・ 118

I.子ども・子育て支援新制度について

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定) → 国で実施 → 自治体で実施





⁽注1)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

⁽注2)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。

⁽注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

子ども・子育て会議について

〇平成25年4月に内閣府に設置。 (子ども・子育て支援法に基づき設置)

〇委員

- ・25人以内で組織。
- ・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。

佐藤 香樹 全国保育協議会副会長

〇部会

幼保連携型認定こども園の認可基準や給付費の額の算定基準などを検討するため、「基準検討部会」を設置。

◆子ども・子育て会議 委員

孙田 青华羊 古古士学士学院教育学研究科教授

秋田 暑代美	果尽人子人子阮教育子研究件教授	在膝 光倒	土山休月励俄云町云文
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会会長	佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授	高橋 睦子	日本労働組合総連合会副事務局長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	髙尾 剛正	一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策
尾﨑 正直	高知県知事		委員会企画部会長
尾身 朝子	東京商工会議所人口政策委員会委員	月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
橘原 淳信	全国私立保育園連盟副会長	北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
清原 慶子	三鷹市長	宮下 ちづ子	公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長
駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会理事長	無藤隆	白梅学園大学子ども学部教授
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	吉田 大樹	NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
榊原 智子	読売新聞東京本社社会保障部次長	吉原 健	社会福祉法人東京聖労院顧問
坂﨑 隆浩	日本保育協会理事		前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長
		渡邊 廣吉	聖籠町長

◆子ども・子育て会議 専門委員

稲見	誠	一般社団法人全国病児保育協議会会長	坂本	秀美	公益社団法人全国保育サービス協会理事
今村	定臣	公益社団法人日本医師会常任理事	鈴木	道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
内田	賢司	秦野市教育委員会教育長	溜川	良次	全国認定こども園連絡協議会会長
葛西	圭子	公益社団法人日本助産師会専務理事	山口	洋	一般社団法人日本こども育成協議会副会長
					(50音順)

平成25年9月20日 第5回子ども・子育て会議基準検討部会資料より

①新たな幼保連携型認定こども園の 認可基準について

論点 1

園長等の資格(Ⅱ 個別論点、1. 学級編制・職員、(2))

幼稚園	○ 園長は「教諭免許状(※1)及び5年の教育職経験」又は「10年の教育職経験」が原則。ただし、「同等の資質を有する者」等の特例あり(※2)。 ※1 専修・1種免許状のみ。教諭免許状の種類は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を含む。 ※2 園長の資格要件は、副園長・教頭にも準用。
保育所	○ 規定なし。なお、運営費の基準において、施設長は「児童福祉事業に2年以上従事した者」 又は「同等以上の能力を有すると認められる者」。
認定こども園 (現行)	○ 認定こども園の長は、教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有しなければならない。

≪検討事項 1≫

以下の対応方針としてはどうか。

- 園長は、原則として、教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、教育職又は児童福祉事業の一定の経験がある者とする。
- ただし、これと同等の資質を有する者についても認めることとする。
- これらの扱いは、副園長・教頭についても準用する。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- 園長には、教諭免許状と保育士資格の両方が必要である。
- 園長資格に必要な一定の経験期間とはどのくらいとするのか整理が必要。
- 園長には、教諭免許や保育士資格のみではなく、保育サービスや会計管理などマネジメント面の質や地域社会と 深く関われる人がふさわしい。
- 同等の資質を有する者についても園長資格を認めることに賛成。

(参考:幼稚園長、保育所長の免許・資格の保有状況)

幼稚園長	 幼稚園免許(2種含む)・保育士資格の併有率:53.4% (平成24年度幼児教育実態調査) 免許・資格の保有状況(複数回答) 幼稚園専修免許 1.7%、幼稚園1種免許 38.6%、幼稚園2種免許 22.1% 小学校免許 17.8%、中学校免許 22.7%、高等学校免許 19.7%、保育士資格 29% (平成22年度学校教員統計調査、平成24年度幼児教育実態調査)
保育所長	 幼稚園免許(2種含む)・保育士資格の併有率:48.7% (ベネッセ教育総合研究所2012年10月~12月調べ) 免許・資格の保有状況(複数回答) 保育士資格72%、幼稚園免許(2種含む)48% (平成23年度保育所運営の実態とあり方に関する調査研究報告書 日本保育協会)

≪検討事項 2≫

- 教育職又は児童福祉事業の一定の<u>経験の内容</u>は、現行の取扱いを踏襲することとするか。
- この場合、求める期間はどのようにするか。
 - (例) 教育職と児童福祉事業を合算して、5年など

〈基準検討部会での主なご意見〉

- 園長資格に必要な一定の経験期間とはどのくらいとするのか整理が必要。【再掲】
- 園長には、教諭免許や保育士資格のみではなく、保育サービスや会計管理などマネジメント面の質や地域社会と深く関われる人がふさわしい。【再掲】

(参考:教育職・児童福祉事業)

教育職	 ① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校の校長、教員、事務職員、学校栄養職員の職等 ② 在外教育施設、外国の学校における①に準ずる職 ③ 少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職 ④ 教育事務又は教育を担当する国家公務員、地方公務員の職 ⑤ 外国の官庁における、④に準ずる職
児童福祉事業	運営費の運用上、以下のものが想定されている。 (例) 児童福祉施設、国・都道府県・市町村において児童福祉に関する事務を取扱う部局 (児童相談所、福祉事務所)、学校、民生委員、児童委員等

≪検討事項 3≫

- 「同等の資質」の内容は、人格が高潔で、幼児教育・保育に関する熱意と高い識見や職員に対して必要な指導及び助言等をする能力を有する者であって、"教諭免許状及び保育士資格を有し、かつ、教育職又は児童福祉事業の一定の経験がある者"と同等と認められる者としてはどうか。
- 「同等の資質」があることは、設置者(公立は首長等、私立は法人の長等)が判断することとしてはどうか。
- ※ 学校教育法の準用により、私立の幼保連携型認定こども園の園長の設置・変更の際には、認可権者に「届出」することになっている。(その際に、認可権者が園長の資格の内容の確認を行うことも考えられる。)

〈基準検討部会での主なご意見〉

• 園長には、教諭免許や保育士資格のみではなく、保育サービスや会計管理などマネジメント面の質や地域社会と 深く関われる人がふさわしい。【再掲】

(参考:「同等の資質」の具体の判断の取扱い)

幼稚園長	【公立】 任命権者(市町村教育委員会等)が判断。 (例)保育所における勤務経験を、同等の資質がある者として認める等 【私立】 設置者(法人の長等)が判断。
保育所長	【私立の運営費上の所長設置・未設置の判断基準の場合】 保育所を管轄する都道府県知事、指定都市の長、中核市の長が判断。 (例)各種研修(保育所長研修、社会福祉施設長資格認定講習等)の受講をもって、同等の資質があると認める等

論点 2

職員配置基準(学級編制基準) (I 個別論点、1. 学級編制·職員、(5))

幼稚園	○ 1学級の幼児数は、35人以下を原則とし、各学級に専任の教諭等を1人置かなければならない。○ 必要職員配置数の算定方法に関する規定はなし。
保育所	 ○ 保育士の数は、0歳児は3人につき1人、1・2歳児は6人につき1人、3歳児は20人につき1人、4・5歳児は30人につき1人以上とする。ただし、常時2人以上。 ○ 必要職員配置数の算定式は以下のとおり。 年齢別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(少数点第2位以下切り捨て)、各々を合計した後に少数点以下を四捨五入 必要配置数 = (0歳児×1/3) + {(1歳児+2歳児)×1/6} + (3歳児×1/20) + {(4歳児+5歳児)×1/30}
認定こども園(現行)	 ○ 短時間利用児:幼稚園と同じ(35:1)、長時間利用児:保育所と同じ。 ○ 必要職員配置数の算定式は以下のとおり。 年齢別、利用時間別に、子どもの数を配置基準で除して小数点第1位まで求め(少数 点第2位以下切り捨て)、各々を合計した後に少数点以下を四捨五入 <u>必要配置数</u> = (0歳児×1/3) + {(1歳児+2歳児)×1/6 } + (3~5歳の短時間利用児 × 1/35) + (3歳の長時間利用児×1/20) + {(4歳及び5歳の長時間利用児)×1/30 }

≪検討事項 1≫

- 満3歳以上の教育課程にかかる教育時間を含め、保育所と同様に職員配置基準を設定することとしてはどうか。
 - ※ 職員配置の改善分も含め、公定価格の議論の進ちょくと合わせて検討が必要。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- 3号認定から2号認定への接続の観点から、少なくとも3歳児は配置を手厚くすべきではないか。
- 保育所では、施設長以外に常時保育士が2人以上必要であるが、閉所前で子どもが1人の時間帯などは1人でも対応できるようにすべき。
- 虐待や事故の防止などの観点から、職員は常時2人以上配置すべきではないか。
- ゆとりある職員配置やフリーでいられる職員を増やしてほしい。
- 長期休業中に災害等が発生した際には、児童福祉施設としての役割が担えるよう、職員配置も考えるべき。

≪検討事項 2≫

- 満3歳以上の学級には、職員配置基準上配置が求められる職員のうち、専任の教諭を1人置かなければならないとしてはどうか。
- 指導計画の作成、教材開発、園内研修などの時間の確保に留意する必要があるのではないか。
 - ※ 職員配置の改善分も含め、公定価格の議論の進ちょくと合わせて検討が必要。

〈基準検討部会での主なご意見〉

• 学級に置かれる専任の教諭については、教育課程が終わったあとにローテーションに入ってしまうと、教材研究等の時間が確保できなくなるため、職員配置についてはその点の配慮が必要。

≪検討事項 3≫

- 学級編制基準についてどのように考えるか。
 - ※ 職員配置基準を設定する場合には、園としての人的体制は、職員配置基準によることとなる。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- 学級編制基準は、1クラス30人以下にしてもらいたい。
- 3号認定から2号認定への接続の観点から、少なくとも3歳児は配置を手厚くすべきではないか。【再掲】
- ゆとりある職員配置やフリーでいられる職員を増やしてほしい。【再掲】

論点 3

運動場等の設置、面積 (Ⅱ 個別論点、2. 設備、(5)(6))

幼稚園	 ○ 運動場は必置。 ○ 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることが原則。 ○ 学級数に応じた面積基準を規定 【1学級:330㎡、2学級:360㎡、3学級:400㎡、4学級以上:1学級につき80㎡増】
保育所	 ○ 満2歳以上の幼児を入所させる場合には、屋外遊戯場は原則設置。 ○ 入所者1人当たりの面積基準を規定【満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上】 ○ 土地の確保が困難等の事情がある場合は、必要な面積があり、日常的に使用できる距離にあり、利用時・移動時の安全が確保されていれば、屋外遊戯場に代わるべき場所(代替地)は保育所と隣接する必要はない。 ○ 耐火建築物については、用地不足の場合は、一定の条件の下、屋上を屋外遊戯場とすることも可。
認定こども園(現行)	 ○ 屋外遊戯場は原則設置。 (幼保連携型、保育所型、地方裁量型にあっては、安全の確保、日常的な利用時間の確保、教育及び保育の適切な提供、一定の面積を満たすことなどの要件を満たせば、付近の適当な場所への代替可。) ○ 次の基準をともに満たすこと ・ 満2歳以上の子ども1人につき3.3㎡以上 ・ 幼稚園の基準による面積と満2歳の幼児1人につき3.3㎡の合計の面積

≪検討事項 1≫

以下の対応方針としてはどうか。

- 園舎と同一の敷地内又は隣接する位置とすることを原則とする。
- 面積は、以下の面積を合計した面積以上とする。
 - ・ 満3歳以上の園児について、幼稚園基準による面積と保育所基準による面積のいずれか大きい方の面積
 - ・ 満2歳の園児ついて、保育所基準による面積

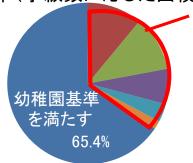
〈基準検討部会での主なご意見〉

- 運動場は園舎と身近にあることが必要で、同一敷地内または隣接地とすべき。
- 運動場は教育上必要。運動や自然環境など、面積以外の要素も大切ではないか。
- 運動場は、身近な場所とすることでよいのではないか。食育のためにも、契約の畑なども非常に効果的であり、このような場所も含めて認めてもらう等、本来の目的を考慮した上で柔軟な取扱いが必要。
- 質の高さは面積だけではないのではないか。質の高い心身を育むため、自然環境などに身体を置くことも大切な要素。
- 分散されている運動場面積を合計することにより基準面積を満たす場合も認めてはどうか。

(参考:経営実態調査)

〇保育所のうち、屋外遊戯場を同一又は隣接する位置に設置しているものは、約99%。

〇保育所における幼稚園基準(学級数に応じた面積)の適合状況



幼稚園基準を満たさない 34.6% (内訳)

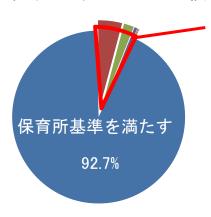
幼稚園面積基準に対する保有面積の割合

80%以上~100%未満 11.1% 60%以上~ 80%未満 11.1% 40%以上~ 60%未満 7.1%

20%以上~ 40%未満 3.7%

0%以上~ 20%未満 1.6%

〇幼稚園における保育所基準(園児数に応じた面積)の適合状況



保育所基準を満たさない 7.3% (内訳)

保育所面積基準に対する保有面積の割合

80%以上~100%未満 4.5% 60%以上~ 80%未満 1.9%

40%以上~ 60%未満 0.5%

20%以上~ 40%未満 0.2%

0%以上~ 20%未満 0.2%

≪検討事項 2≫

- 代替地を運動場として認めるか。
- 認める場合は、現行の保育所や認定こども園における代替地を運動場として取扱う際の要件を参照しつつ、これらに加えて排他的な利用が可能であることが確認できること等を要件として求めるか。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- 運動場は園舎と身近にあることが必要で、同一敷地内または隣接地とすべき。【再掲】
- 運動場は教育上必要。運動や自然環境など、面積以外の要素も大切ではないか。【再掲】
- 運動場は、身近な場所とすることでよいのではないか。食育のためにも、契約の畑なども非常に効果的であり、このような場所も含めて認めてもらう等、本来の目的を考慮した上で柔軟な取扱いが必要。【再掲】
- 子どもが「占有」できるかどうかが大切。

(参考:代替地の取扱い)

幼稚園	規定なし
保育所	代替地利用は可能。 通知上で、以下の要件を求めている。 ① 必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていること。 ② 代替地について、保育所関係者が所有権、地上権、賃貸権等の権限を有するまでの必要はなく、所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等、保育所による安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。
認定こども園	幼保連携型・保育所型・地方裁量型は、代替地利用が可能。 その際、以下の要件を満たす必要あり。 ① 子どもが安全に利用できる場所であること。 ② 利用時間を日常的に確保できる場所であること。 ③ 子どもに対する教育・保育の適切な提供が可能な場所であること。 ④ 面積基準を満たすこと。

≪検討事項 3≫

- 屋上を運動場として認めるか。
- その場合、運動場等に求められる教育的観点(子どもが自らの意志で自由に利用できる環境等)と屋上利用にあたっての子どもの安全性の確保の観点の双方を満たす状態をどのように確保するか。

(参考:屋上利用の取扱い)

幼稚園	屋上を運動場とすることは不可。
保育所	用地が不足する場合に限り、屋上利用は可能。 通知上で、以下の要件を求めている。 ① 耐火建築物であること。 ② 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。 ③ 屋上施設として、便所、水飲場等を設けること。 ④ 防災上の観点(避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等)に留意。
認定こども園	保育所と同様。

≪検討事項 4≫

● 認可基準上、運動場等の名称をどうするか。(運動場、屋外遊戯場、園庭等)

〈基準検討部会での主なご意見〉

- 運動場の名称について、学校教育上の運動場という印象が強くなる。幼児期は、身体の発達を目的とするだけでなく、動植物や自然環境に触れるという意味で「園庭」としてはどうか。
- 名称は、基準上は「運動場」であっても、通称として親しみやすい「園庭」とするなど柔軟に対応できればいいのではないか。

幼稚園	運動場 (他の学校種も「運動場」としている。)
保育所	屋外遊戯場
認定こども園	屋外遊戯場

論点 4

食事の提供、調理室の設置 (Ⅱ 個別論点、2. 設備 (7)、3. 運営 (3))

≪検討事項 1≫ 食事の提供範囲

- 食事は、すべての園児に同じように提供されることが望ましいが、基準上、食事の提供を義務づける園児の範囲は、保育認定の子ども(2号、3号)とし、教育標準時間認定の子ども(1号)への食事の提供については、園の判断としてはどうか。
- 食事の提供義務がかかっている園児に対する弁当持参を、どのように考えるか。 (例えば、保護者から申出がある場合等において可とすることは考えられるか。)

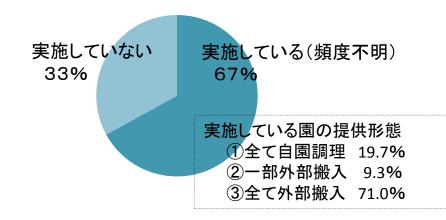
〈基準検討部会での主なご意見〉

- ・食事の提供は、保育の必要性の有無で異なる扱いとすべきか整理が必要。
- 保育時間の長短で処遇に差があってはいけない。基本的には全ての子どもに食事の提供をすべきではないか。
- 食事の提供について、弁当持参という選択肢もあるのではないか。
- 幼稚園によっては、週3日給食、週2日弁当という園もあり、現状様々である。食事の提供方法は、園の判断に任せても良いのではないか。

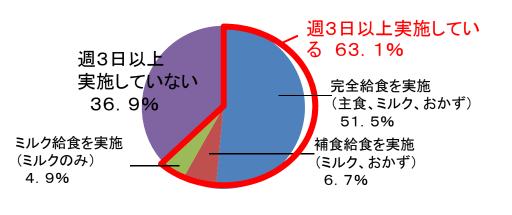
(参考:食事の提供の取扱い)

幼稚園	食事の提供範囲や弁当持参に関する規定はなし。
保育所	○ 食事の提供は施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。ただし、 満3歳以上児に対する食事については、施設外で調理し搬入する方法(外部搬入)が可能。○ 弁当持参は不可。
認定こども園(現行)	○ 食事の提供範囲は保育所と同様。保育に欠ける・欠けないを問わず、給食が同じように提供されることが望ましい。○ 弁当持参は、保育に欠ける子の場合、保護者の了解が得られれば可。(幼稚園型、地方裁量型のみ)

(参考:幼稚園の給食実施状況)



(経営実態調査)



(平成22年 学校給食実施状況等調査)

≪検討事項2≫

- 原則、自園調理による提供とし、満3歳以上の園児については、外部搬入を可としてはどうか。
- 外部搬入を認める場合は、現行の保育所における要件を満たすこととしてはどうか。
- 満3歳未満児に対する食事の外部搬入については、公立保育所における満3歳未満児に対する給食の外部搬入特区に対する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による再評価(平成28年実施予定)を踏まえて、検討することとしてはどうか。

〈基準検討部会での主なご意見〉

- 0~2歳児は体調が変わりやすく、アレルギー対応も重要であるため、自園調理により臨機応変に対応するのが原則ではないか。
- 3歳以上の外部搬入可について賛成。
- 外部搬入とする場合は、栄養士の活用などに配慮すべきではないか。

(参考:食事の提供方法の扱い)

幼稚園	規定なし
保育所	 ○ 食事の提供は施設内で調理する方法(自園調理)により行わなければならない。 ただし、次の要件を満たす場合は、満3歳以上の園児について、外部搬入によることができる。 ① 食事の提供責任が保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たしうるような体制等になっていること。 ② 栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 ③ 調理業務の受託者は、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。 ④ 幼児の年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等について適切に応じることができること。 ⑤ 食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 ○ 満3歳未満児に対する給食の外部搬入は、公立保育所について、構造改革特別区域の認定を受けた場合のみ、実施可。
認定こども園	保育所と同様

≪検討事項3≫

- 自園調理による食事の提供の場合には、調理室の設置を原則としてはどうか。
- ただし、食事を提供するべき園児数が少ない場合(例えば20人未満)、自園調理の場合であっても、独立した調理室ではなく、必要な調理設備を備えていれば可としてはどうか。
- その場合に必要な調理設備は、通常のキッチン設備をもとに、提供すべき園児数に応じた設備内容を求めることとしてはどうか。

〈基準検討部会での主なご意見〉

• 自園調理はコストが高い。公費負担の検討をお願いできないか。

(参考:調理室の設置を求めるにあたっての留意点)

- 現行の保育所の最少人数は、20人以上であるため、食事を提供すべき園児が少なくとも20人存在する。
- 一方、新たな幼保連携型認定こども園についても同様に、最少人数は20人であるが(社会福祉事業の最少人数)、ここには、教育標準時間認定の子ども(1号)も含まれることが考えられる。
- そのため、現行の保育所における調理室の原則設置を踏襲した場合、場合によっては、過度の設備を求めることに なる可能性があることに留意。

≪検討事項4≫

● 外部搬入を認める場合に必要な調理設備は、保育所と同様としてはどうか。

幼稚園	規定なし								
保育所	専用の部屋は不要。施設内で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備が必要。具体には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応に支障が生じない設備等を有することを想定。								
認定こども園 (現行)	保育所と同様								

②小規模保育事業について

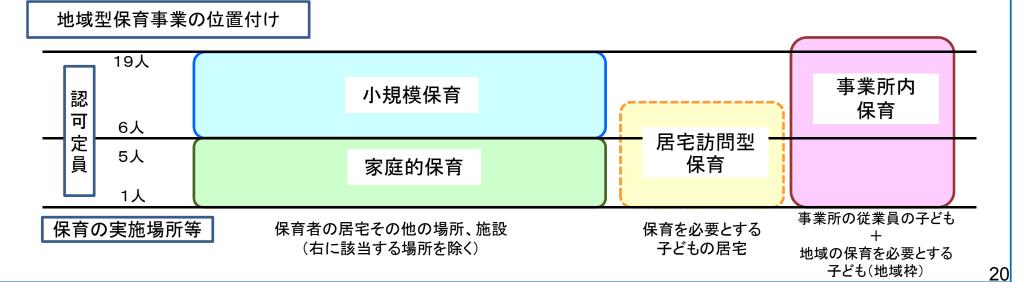
小規模保育事業について

1. 地域型保育事業について

- 〇 子ども・子育て支援新制度では、保育所等に加え、以下の保育を<u>市町村による認可事業(地域型保育事業)</u>として、 <u>児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象</u>とし、
 - 多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしている。
 - ◇小規模保育(利用定員6人以上19人以下)
 - ◇家庭的保育(利用定員5人以下)
 - ◇居宅訪問型保育
 - ◇事業所内保育(主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供)

2. 小規模保育事業について

- 特に、小規模保育事業については、
 - ①大都市部の待機児童対策、児童人口減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じて多様な目的に活用できること
 - ②保育所分園やグループ型小規模保育、へき地保育所、地方単独事業など様々な事業形態から移行できることを事業の主要コンセプトとして、規模の特性を活かした多様性と柔軟性、保育の質の確保を図っていくこととしている。



3. 小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を検討している。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図ることとしている。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的に A型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

<主な認可基準>

	保育所		A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)		
	職員数	0歳児 3:1 1•2歳児 6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)		
職員	資格	※保健師又は有護師の特例、※保育所と向様、保健師又は 護師の特例を設ける。		※保育所と同様、保健師又は看	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		
設備・面積	保育室等	O歳・1歳 乳児室 1人当たり1.65㎡ ほふく室 1人当たり3.3㎡ 2歳以上 保育室等 1人当たり1.98㎡	O歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	O歳・1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡	0歳~2歳児 いずれも1人3.3㎡		
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員		

- ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例を設ける予定
- ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける予定

平成25年10月18日 第6回子ども・子育て会議基準検討部会資料より

③公定価格について

公定価格の概要・基本理念等

1. 概要

○ 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。

※私立保育所に対しては、委託費として支払う。

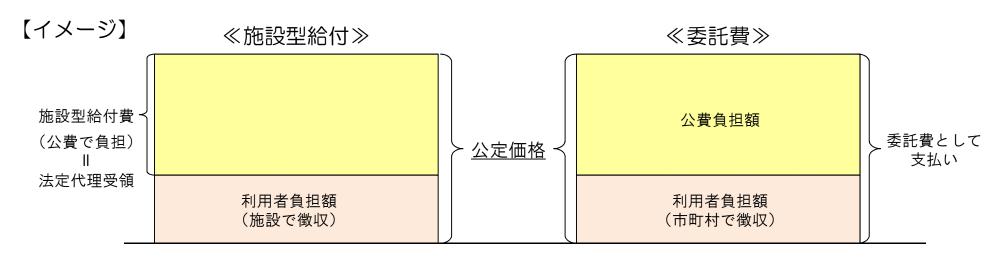
○ 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」 (公定価格)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」 (利用者負担額)を控除した額とされる。

(子ども子育て支援法27条、29条等)

「給付費」=「公定価格」ー「利用者負担額」

※この基本構造は委託費も同様。

○ 公定価格の検討に当たって念頭に置く必要のある、法律に規定されている事項等は、次ページのとおり。



2. 基本理念等

- (1)子ども・子育て支援法の基本理念
 - 子ども・子育て支援給付を検討していくに当たっては、その内容及び水準は子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものであるとともに、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう留意する必要がある。(支援法2条2項・3項)

(2)公定価格の構造

- 公定価格は、「認定の区分(支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分)」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。(支援法27条3項1号、29条3項1号等)
 - ※ 保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費等を支給する保育の量)

(3)公定価格の設定のための手続き

- 公定価格は、施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育、地域型保育に係る費用 の額を算定するための基準であり、上記(2)の通り、内閣総理大臣が定めることとされている。
- その際、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないこととされている。(支援法27条4項、29条4項等)

(4)制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)

- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - · 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や 設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、 子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではな く、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。

- · 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域 別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。
 - ※ 休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
- 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。
- 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。

〇 支払い方法

- ・ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する 区分(2区分程度)に応じ、単価区分※(3区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児数 を基本として、毎月給付する。
- · 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分 ※(2区分程度)を設ける。各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
 - ※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。また、休日保育、 早朝・夜間保育については加算により対応する。
- 職員配置の充実など必要な事項※については、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

※ 主な内容

- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充※子ども・子育てビジョンベース
- 0~2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
- 現在の幼稚園の0~2歳児保育への参入の促進
- 小規模保育など新たな保育の類型を創設
- 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実等
- 質の高い学校教育・保育の実現(幼保一体化の推進)
- 3歳児を中心とした配置基準の改善

- 病児·病後児保育(看護師等の施設への配置を含む。)、休日保育の充実
- 地域支援や療育支援の充実
- 給付の一体化に伴う所要の措置(施設の事務体制を含む。)等
- 総合的な子育て支援の充実
- 「子育て支援コーディネーター」(仮称)による利用支援の充実等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実
- 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、 順次、優先順位をつけながら、実現を図る。
- 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが 必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の 在り方についても検討を進める。
- (5)子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議(主として公定価格に関わる事項)
 - 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会
 - ・ 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
 - 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会
 - ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。

- ・ 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、 保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとすること。
- ・ 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとすること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとすること。

検討スケジュール(イメージ)

- 公定価格の具体的な金額は、最終的に平成27年度予算編成を経て決定していくことになるが、新制度を 円滑に施行するため、国が定める公定価格の「骨格(算定構造)」を早期に固め、平成26年度の早い時期 には示していく必要がある。
- ※ 国・地方自治体においても、事業計画の策定や平成27年度概算要求に向けて所要額を見込む必要がある。

平成25年度

- 9月~
 - ○子ども・子育て会議において順次議論
- ~年度末
 - ○子ども・子育て会議において骨格の取りまとめ ※「骨格」=「基本部分・加算部分・減算部分の構造」

平成26年度

- 4月~6月頃
 - ○骨格、仮単価の提示
 - ○概算要求に向け、保育所、幼稚園などに係る給付等の所要額の見込み ※幼稚園は新制度への移行と現行制度への残留の両者が想定されるため、概算要求に向けて意向調査を実施予定。
- 8月
 - ○概算要求
- 10月頃~
 - ○各市町村で平成27年度の保育所入所手続きを開始、各幼稚園で平成27年度の園児募集

年末・年度末

- ○国ベースの金額の確定(政府予算案)
- ○子ども・子育て会議で諮問・答申
- ※消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされており、本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。

(参考)子ども・子育て支援新制度における公定価格(骨格イメージ)

≪公定価格(基本額)イメージ≫

基本額(1人当たりの単価)

「基本構造:人件費、事業費、管理費」

[利用定員別、地域区分別]

[認定区分別、保育必要量]

※利用定員別:施設の規模による経費構造の違いを考慮(附帯決議)

地域区分別:地域別の人件費等の違いを考慮(附帯決議)

認定区分別:年齢(0~2歳、3~5歳など)、保育の必要性に係る区分を考慮(支援法)

保育必要量:保育の必要量を考慮(支援法)

≪公定価格(加算)イメージ≫

加算額

[〇〇加算]

基本額(1人当たりの単価)

※加算や減算措置のあり方についてはP46参照

現行制度における財政支援の枠組み

<現行の幼稚園に対する私学助成>

- 都道府県は、私立幼稚園を含む所轄の私立学校の振興に努める責務を負っており、地域における教育に私立学校が果たす役割に鑑み、建学の精神に基づき運営される私立学校としての自主性を尊重しながら、私学助成を行っている(教育基本法)。
- ○このような性格上、<u>私立幼稚園に対する私学助成としてどのような補助を行うかの事業の実施内容や方法については、所轄庁である都道府県の判断により決定され、実際に都道府県がそうした補助を行う場合には、その一部について国が補助することができる仕組み</u>となっている(私立学校振興助成法)。
- ○このため、各都道府県における私学助成は、実態としても、<u>地域の実情を踏まえた多様な内容・水準で</u> 運用されている。

(助成額の算出方式)

おおむね次のような方式又は組合せにより算出・配分されている。

単価方式	幼児数に補助単価を乗じて算出・配分する方式
標準的運営費方式	公立幼稚園の運営費をモデルに私立幼稚園の「標準運営費」を設定し、その一部(例えば 1/2以内)を補助する方式(公立積算方式)
補助対象経費方式	補助対象経費(経常的経費支出額等)に補助割合(例えば1/2以内)を乗じて算出・配分する方式
区割方式	都道府県全体で積算された一定の私学助成予算について、特定の要素(例えば生徒数、教職 員数、学級数等)に着目して配分する方式

(国庫補助(一般補助)における園児1人当たりの助成額)

都道府県ごとに助成額には差があり、最高額と最低額の差は1.6倍(H22)となっている。

(参考) 関係条文

◎教育基本法

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その<u>自主性を尊重</u>しつつ、 助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

◎私立学校振興助成法

第9条 <u>都道府県が</u>、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について<u>補助する場合には、国は</u>、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その<u>一部を補助することができる</u>。

<現行の私学助成の算定構造(国→都道府県に対する補助額の算定構造)>

①一般補助	5月1日現在の在籍園児数に応じて	在籍園児1人当たり単価(年額)
(幼稚園の経常的経費)	算定	

+

2 \$	寺別補助	事業の実施状況等に応じて加算	
i	預かり保育推進事業	預かり保育を実施する園に対する助 成を行う場合に加算	1園当たり単価(年額)
ii	子育て支援活動の推進	子育て支援活動を行う園に対する助 成を行う場合に加算	1 園当たり単価(年額)
iii	特別支援教育経費	障害のある幼児が2人以上いる園に対 する助成を行う場合に加算	対象児童1人当たり単価(年額)
iv	教育の質の向上を図る 学校支援経費	特色ある教育に取り組む学校に対す る助成を行う場合に加算	1 園当たり単価(年額)

<現行の保育所運営費の算定構造>

①基本分保育単価等

- ・各月初日の入所児童数に応じて算定 ※月途中入退所の際は、日割りにより算定
- ・地域区分、定員区分等以下の区分ごとに単価が異なる。

入所児童1人当たり単価 (月額)

地域区分 (8区分)	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	その他		
×										
定員区分 (17区分)	20人まで	21~3	0人 …	· (10人刻	刻み) .	161	~170人	171人以上		
×										
所長設置 (2区分)		設	置		未設置					
×					-					
年齢区分 (4区分)	乳	児	1, 2;	裁児	3歳	見	4歳以上児			
×										
民改費加算 (4区分)	12%力	口算分	10%	11算分	8%加	算分	4%加算分			

(平成25年度保育単価表(抜粋))

そ所	ののる	保所	在		の そのがその月初日にその月初日基 本 分		分価	民間	善費加	加算額																				
所す区	る	地	域分		初 員	区	の 分					マー真		の <u>4</u>		新 区 s		と 育 単 価 第 1 欄)		12. 0% 加算分		10.0% 加算分		8.0% 四算分		0% 算分				
																				囝	F	3	円		円		円			
														乳		ا	틴	2	25, 1	20	25, 860)	21, 550		17, 240		8, 610			
				20人まで					≣π.			ş	置	1,		2 歳り	틴	1	54, 4	70	17, 380)	14, 490		11, 590		5, 790			
								ľ	設			直	=	3	Ā	歳り	틴	1	01, 9	20	11, 440)	9, 540		7, 630		3, 810			
														4 点	裁」	以上り	틴		94, 8	60	10, 600)	8, 840		7, 070		3, 530			
				2 U A & C							乳		J	틴	1	99, 8	40	22, 830)	19, 020		15, 210		7, 600						
							1 ±	未		設	ş	-	1,		2 歳り	린	1	29, 1	90	14, 350)	11, 960		9, 560		4, 780				
	18/	100									、一致	政	L	=	3	Ā	歳り	틴		76, 6	40	8, 410)	7, 010		5, 600		2, 800		
	10/	100												4 点	歳」	以上り	린		69, 5	80	7, 570)	6, 310		5, 040		2, 520			
	地	域												乳		J	틴	2	01, 3	00	23, 000)	19, 160		15, 330		7, 660			
	1112	坦											設		1	-	1,		2 歳り	린	1	30, 5	80	14, 510)	12, 090		9, 670		4, 830
							ľ	iX		直	=	3	Ā	歳り	틴		78, 0	00	8, 570)	7, 140		5, 710		2, 850					
				2	2 1 人	から	'							4 点	裁」	以上り	틴		70, 9	30	7, 730)	6, 440		5, 150		2, 570			
				3	3 O J	、まで	;							乳		ا	틴	1	84, 4	50	20, 980)	17, 480		13, 980		6, 990			
				_					未		≣ Љ	置	罢-	1,		2 歳り	틴	1	13, 7	30	12, 490)	10, 410		8, 320		4, 160			
								-	木 :	設	L	旦	3	Ā	歳り	틴		61, 1	50			5, 460		4, 360		2, 180				
														4 点	裁」	以上り	틴		54, 0	80	5, 710)	4, 760		3, 800		1, 900			

24		事業の実施状況等に応じて算定	
i	児童用採暖費加算、寒冷地加算、 事務用採暖費、除雪費加算、降灰 除去費加算	保育所の所在する地域に応じて加 算	入所児童1人当たり単価(月額)
ii	単身赴任手当加算、入所児童処遇 特別加算費、施設機能強化推進費、 保育所事務職員雇上費、主任保育 士の専任加算	事業の実施状況等に応じて加算	入所児童1人当たり単価(月額) ※加算の金額について、1園当たりの単価 として計算するものもあるが、支払い の際は単価を児童数で除して、児童1人 当たり単価としたうえで支払っている。

(注) 幼稚園・保育所の収入・支出の構造の違いについて

- 例)· 現行の保育所運営費は、全国一律に算定される額を基本として支弁される一方、幼稚園に対する経常費の私学助成は、各都道府県の判断により多様な内容・水準で運用されている。
 - ・ 保育所運営費は、保育所における保育の実施につき児童福祉法第45条第1項の基準を維持するための費用として 設定された公定価格であり、対象経費を示している(使途制限がある)のに対し、私学助成は私立学校としての自主 性を尊重しながら私学の振興の観点から行うものであり、助成対象経費が明確に示されているものではなく、使途制 限もない。また、保育所運営費には民間施設の給与改善等の仕組みもある。
 - · 特に、幼稚園は直接契約·自由価格により運営されており、収支の状況·内容にばらつきがある。
 - · 社会保険制度、施設整備費補助等の仕組みや会計処理方法に違いがある。

公定価格の設定に当たっての基本的な考え方

- (1)公定価格は、法律上「認定の区分(支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分)、保育必要量、施設の所在する地域等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とされており、「基本制度」では、「質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。」とされている。
- (2)給付額の算定に当たっては、例えば、例1、2のような方法が考えられ、それぞれの特徴、留意点は以下のとおり。
 - 例1 個別費目の積み上げ方式(保育所運営費等) 人件費、事業費、管理費等について、各々対象となる費目を積み上げ、費用を算定。

特徴

・ 給付費の中に積み上げる対象項目(国の算定基準)が明確になることから、他の補助事業との組み合わせが実施しやすく、特に人件費については、経験年数に応じた対応や、配置基準の改善等の政策的な上乗せが実施しやすくなる。

留意点

- ・ 実際に事業に要した費用(実態)と積み上げた給付費(モデル)の間にずれが生じる可能性がある。事業 費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果を直接反映させる形ではなくなる。
- 例2 包括的な報酬体系(介護保険制度等)

<u>サービ</u>スに要する平均的な費用を実態調査により把握し、人件費、事業費、管理費等を包括的に評価し算定。

特徴

· 実際に事業に要した費用(実態)に対応した給付費を設定しやすい。事業費や管理費等については、物価変動等、実態調査の結果が直接反映される形になる。

留意点

· 給付費の中に積み上げられた対象項目が必ずしも明確でない部分が出てくるため、他の補助事業との組み 合わせや、人件費等の政策的な対応が見えにくくなる。

個別論点

以下、骨格の各区分ごとの論点について、事務局において検討の視点を整理したもの。

1. 認定区分との関係

(1) 概要

○ 新制度では、支援法19条1項各号に掲げる子どもの認定区分により認定を行うことになる。

認定区分

19条第1項1号に該当する場合:教育標準時間認定(満3歳以上)

19条第1項2号に該当する場合:満3歳以上・保育認定

19条第1項3号に該当する場合:満3歳未満・保育認定

- 公定価格の設定に当たっては、法律上「認定区分」を勘案して定めることとされている。 (子ども・子育て支援法)
 - · <u>「認定の区分(支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分)」</u>、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等<u>を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>

(制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定))

- ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、<u>人員配置基準や設備環境を基に、人件費、</u> 事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
- ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。
- · 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、 単価区分※(3区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
- ・ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分※(2区分程度)を設ける。 各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

(子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議)

- ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- ・ <u>施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し</u>、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、<u>幼児教育・保育の質の改善を十分考慮する</u>とともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとすること。
- (2)検討の視点(経営実態調査の結果を基にした視点)

<経営実態調査の結果>

①幼稚園・保育所の「入所児童1人当たり支出額」

	幼稚園	保育所
入所児童1人当たり支出額	526千円(176人)<15.0人>	935千円 (102人) <22.1人>
うち入所児童数「 ~ 60人」	717千円(41人)< 7.3人>	1, 214千円(43人)<13. 8人>
うち入所児童数「61人~ 90人」	564千円 (77人) < 9.3人>	1,005千円 (73人) <17.4人>

- ※ ()内は平均入所児童(実員)数、< >内は常勤換算従事者数(以下同じ。)
- ※ 入所児童の年齢等の要素は考慮していない数値。
- ※ 「入所児童1人当たり支出額」は、一時預かり事業や他の受託事業に係る部分を控除した支出総額を 計算し、入所児童(実員)数で除して算出している。(以下同じ。)

②保育所の「入所児童に占める3歳未満児の構成割合別」の「入所児童1人当たり支出額」

3歳未満児の構成割合	入所児童1人当たり支出額
~ 20%未満	842千円 (94人) <14.1人>
20% ~ 40%未満	845千円(110人)<22.0人> 952千円(101人)<23.3人>
40% ~ 60%未満	952千円 (101人) <23.3人>
60% ~	1,508千円 (48人) <17.2人>

- 調査結果を見ると、「入所児童1人当たり支出額」の傾向としては、幼稚園(主として教育標準時間認定の子どもが利用)よりも保育所(保育認定の子どもが利用)が高く、保育所においては、子どもの総数に占める3歳未満児の構成割合が高くなるにつれ高くなっている。
- また、職員数(常勤換算従事者数)についても、同様の傾向が見られる。
- 要因としては、幼稚園・保育所の経費構造の性質上、人件費の占める割合が高い(7割程度) ことから、それぞれの職員配置の実態・基準(幼稚園に職員の配置基準はないが、保育所は子ど もの年齢に応じた保育士配置基準がある。)が大きく影響しているものと考えられる。

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、法律上「認定区分」を勘案して定めることとされており、具体的な考え方を検討していく必要があるが、教育標準時間認定の区分については幼稚園の調査結果を参照し、保育認定の区分については保育所の調査結果を参照しながら検討することを基本としてはどうか。
- 各認定区分について、子どもの利用時間と職員の勤務時間の違いを踏まえ、必要な職員の配置 を考慮することが必要ではないか。
- ※ なお、教育標準時間認定を受ける子どもについては、当分の間、全国統一費用部分(義務的経費)と地方単独費用部分(裁量的経費)との組み合わせによることとされており(支援法附則9条)、国としては、これらを合わせた全体としての公定価格と全国統一費用部分の価格の両方を決めることが必要となる。

2. 年齢との関係

(1) 概要

○ 公定価格の設定に当たっては、各年齢ごとに職員配置基準が異なるなど、人件費等の必要経費が 異なっていることを踏まえる必要がある。

(現行の幼稚園の基準・保育所の基準・認定こども園の学級編制・配置基準の比較)

		幼稚園の基準	保育所の基準	認定こども園の基準 ^(現行の幼保連携型認定こども園に係るもの)	
	3歳以上児	・学級を編制、学級当たり幼児数は、原則35 人以下 ※職員配置基準はなし ・学級担任は専任の主幹教諭・指導教諭・教諭 (専任の副園長・教頭等も可)	・4・5歳児 30人につき1人・3歳児 20人につき1人【現行幼保連携型の特例】※短時間利用児:35人につき1人	・短時間利用児:35人につき1人 ・長時間利用児:保育所と同じ	
学級編制· 配置基準	0~2歳児	_	・1・2歳児 6人につき1人 ・乳児 3人につき1人	・保育所と同じ	
	その他	(専任の教員が原則)	・常時2人以上 ・以下の条件で短時間勤務の保育士を必要数に 参入可(通知) ・各組・グループにつき常勤保育士1人 ・常勤換算の勤務時間の確保	·常時2人以上	

(2) 現状

- 保育所運営費は、年齢別の保育士配置基準の違いによる人件費の差を考慮して、年齢別に単価設定をしており、その設定に当たっては、保育士配置基準を基に「乳児」、「1、2歳児」、「3歳児」、「4歳以上児」の4区分を設けている。
- 幼稚園の私学助成(国)については、年齢区分は設けていない。
 - ※ 都道府県が実施する私学助成では、年齢別に私学助成の補助額を分けている例がある。
 - ※ 3歳以上に共通の学級編制基準はあるが、職員の配置基準はない。

- (3)検討の視点(経営実態調査の結果を基にした視点)
 - 「1. 認定区分」の論点でお示ししたとおり、幼稚園・保育所の経費構造の性質上、人件費の 占める割合が高い(7割程度)ことから、職員配置の実態や年齢ごとの保育士配置基準が大きく 影響するものと考えられる。

【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を 踏まえ、年齢区分(乳児、1、2歳児、3歳児、4歳以上児の4区分)ごとに設けることを基本と してはどうか。
- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、そもそも幼稚園に職員の配置基準がないことから、職員配置の実態を踏まえながら(経営実態調査、学校基本調査等を活用)、公定価格の設定に当たっての職員数の考え方と併せて、保育所における取扱いも勘案しつつ、年齢区分の取扱いの検討が必要ではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議論していく必要があるのではないか。

3. 保育必要量との関係

(1) 概要

- 新制度では、保育認定を受ける子どもについては、「保育標準時間」(主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間の開所時間に相当)及び「保育短時間」(主にパートタイムの就労を想定)の2区分の保育必要量を設けることになる。(保育認定を受ける子ども(2号・3号))
- 公定価格の設定に当たっては、法律上「保育必要量」を勘案して定めることとされている。

(子ども・子育て支援法)

・ 「認定の区分(支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分)」、<u>「保育必要量」</u>、「施設の所在する地域」等<u>を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>

(制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定))

- ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。
- ・ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、 単価区分<u>※(3区分程度)を設ける</u>。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
- ・ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分※(2区分程度)を設ける。 各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

(子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議)

・ 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、<u>施設・事業者が、短時間</u> 利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮 を行うものとすること。(参議院)

(2)検討の視点(経営実態調査の結果を基にした視点)

<経営実態調査の結果>

保育所の入所児童の1日当たりの平均利用時間区分別の「入所児童1人当たり支出額」

平均利用時間	入所児童 1人当たり支出額	施設数(構成割合)	
8時間未満	881千円 (106人) <18.0人>	76か所(6.1%)	
8時間以上 9時間未満	888千円(103人)<21.9人>	400か所(32.1%)	
9時間以上10時間未満	981千円(102人)<22.9人>	547か所(43.9%)	
10時間以上	927千円(99人)<22.2人>	224か所(18.0%)	

○ 調査結果を見ると、入所児童の1日当たりの平均利用時間が長くなるにつれ、「入所児童1人 当たり支出額」が増加する傾向が見られる。

【検討の視点】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、保育必要量の区分(保育標準時間、保育短時間の2区分)ごとに設けることを基本としてはどうか。
- 同時に、保育短時間認定を受ける子どもについては、子どもの利用時間とは別途、職員の勤務 の状況等にも配慮する必要があるのではないか。
- なお、公定価格の設定に当たっては、子ども・子育て会議での保育標準時間、保育短時間の区分等に関する議論と併せて検討する必要がある。

4. 地域区分との関係

(1) 概要

○ 公定価格の設定に当たっては、法律等において、地域別の人件費等の違いを考慮して、地域別に 設定することとされている。

(子ども・子育て支援法)

· 「認定の区分(支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分)」、「保育必要量」、<u>「施設の</u> <u>所在する地域」等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>

(制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定))

・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや<u>地域別の人件費等の違いを考</u> <u>慮し、</u>定員規模別、<u>地域別の単価設定を行う</u>。

(子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議)

・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や<u>地域の状況など、施設の</u>置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。(参議院)

(2) 現状

- 保育所運営費は、人件費の地域差を調整するため地域区分別に単価設定をしており、その設定に 当たっては、国家公務員の地域手当の支給地域に準拠して設定している。
 - 具体的には、地域手当の指定地域(市町村単位)における保育所運営費の単価を設定する際に、保育士等の人件費に加算割合(地域手当で定める加算割合18%~0%)を乗じて設定している。
- 幼稚園の私学助成(国)については、地域区分は設けていない。

(3)検討の視点(経営実態調査の結果を基にした視点)

<経営実態調査の結果>

地域区分ごとの全職種平均の職員1人当たり給与月額(常勤・非常勤)

※ 地域区分は、保育所運営費が国家公務員の地域手当に準じていることから、本調査では、国家公務員の地域手当の支給 地域の区分により調査を実施し、集計も同様の区分により実施した。(支給対象地域は1級地から6級地に区分され、それ以外の地域(その他地域)については地域手当は支給されていない。)

### #	私立	施設	
地域区分	幼稚園	保育所	
1級地(18%)	304, 807円 (9.9年)	310,617円 (9.7年)	
2級地(15%)	291, 978円 (10.0年)	301, 717円 (9.0年)	
3級地(12%)	305, 630円 (10. 2年)	281, 565円 (7.5年)	
4級地(10%)	276, 987円 (10.0年)	272, 735円 (8.1年)	
5級地(6%)	277, 862円 (9.4年)	267, 859円 (8.3年)	
6級地(3%)	262, 177円 (10. 4年)	253, 833円 (9.2年)	
その他(0%)	231, 699円 (10. 4年)	248, 560円 (10.0年)	

公立	施設
	保育所
432, 135円 (12.2年)	364, 480円 (16.1年)
345, 957円 (11. 7年)	296, 506円 (8.7年)
413, 904円 (15. 4年)	326, 887円 (12. 4年)
375, 054円 (13. 7年)	327, 610円 (16.5年)
343, 029円 (13.1年)	300, 276円 (11.1年)
344, 473円 (14.0年)	286, 175円 (11.1年)
313, 962円(14. 4年)	288, 658円 (13. 2年)

※ 公立施設の賃金水準は、当該市町村の財政状況 等にも左右されるため、必ずしもその地域の民間 賃金水準を反映したものにはなっていない点に留 意が必要。

- 調査結果を見ると、保育所については、地域区分の級地が高くなるにつれ1人当たり給与月額が高くなる傾向にあり、地域ごとの賃金水準の差が表れているものと考えられる。
 - 一方、現在、地域区分を設定していない幼稚園においても、概ね同様の傾向が見られる。

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、地域別の人件費等の違いを考慮することを基本としてはどうか。
- その区分の設定方法については、現行の保育所運営費の地域区分や他制度の状況等も参考に検討してはどうか。
- また、地域区分の見直しのルール(地域の見直し時期)についても、検討していく必要があるのではないか。

5. 定員規模との関係

(1) 概要

○ 公定価格の設定に当たっては、附帯決議等において、施設の規模による経費構造の違いを考慮して、定員規模別に設定することとされている。

(制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定))

・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、<u>施設の規模による経費構造の違い</u>や地域別の人件費等の違いを<u>考</u> <u>慮し、定員規模別</u>、地域別<u>の単価設定を行う</u>。

(子ども・子育て関連3法の国会での附帯決議)

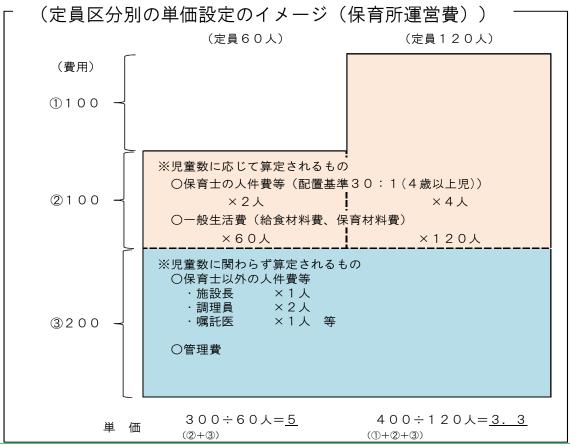
・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、<u>受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模</u>や地域の状況など、<u>施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したもの</u>とし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。(参議院)

(2) 現状

○ 保育所運営費は、施設の規模による経費構造の違いを考慮して定員区分別に単価設定をしている。

具体的には、施設長や調理員等の 人件費など、施設の規模にかかわら ず一定の経費がある点を考慮して単 価を設定している。

- ※定員区分は、「20人以下」の区分から、以降10人刻みで、最大「171 人以上」までの17区分を設定。
- 幼稚園の私学助成は、国の補助基準上は定員規模による単価の違いがないが、都道府県における実際の配分に当たっては、小規模な施設への配慮等がなされている例が多い。



(3)検討の視点(経営実態調査の結果を基にした視点)

<経営実態調査の結果>

定員規模別の「入所児童1人当たり支出額」

(幼稚園)

(保育所)

定員区分	入所児童1人当たり支出額
~ 60人	731千円 (37人) < 6.4人>
61人~ 90人	569千円(64人)< 8.0人>
91人~150人	574千円(97人)<10.6人>
151人~210人	509千円(158人)<14.4人>
211人~	489千円(266人)<20. 2人>

定員区分	入所児童1人当たり支出額
~ 60人	1, 066千円 (58人) <15.5人>
61人~ 90人	892千円(97人) <21. 3人>
91人~120人	900千円(124人)<25.8 人>
121人~150人	779千円(153人)<30.8人>
151人~	739千円(214人)<37.1人>

実員規模別の「入所児童1人当たり支出額」

(幼稚園)

<u>(保育所)</u>

実員区分	入所児童1人当たり支出額
~ 60人	717千円(41人)< 7.3人>
61人~ 90人	564千円 (77人) < 9.3人>
91人~150人	533千円(118人)<12.2人>
151人~210人	488千円(181人)<16.0人>
211人~	464千円(303人)<22.7人>

実員区分	入所児童1人当たり支出額
~ 60人	1,214千円(43人)<13.8人>
61人~ 90人	1,005千円 (73人) <17.4人>
91人~120人	860千円(105人)<23.4人>
121人~150人	802千円(136人)<27.5人>
151人~	750千円(196人)<35. 2人>

○ 調査結果を見ると、保育所については、定員規模別、実員規模別のいずれも、規模が大きくなる につれて、入所児童1人当たりの支出額は低くなる傾向にある。幼稚園も、概ね同様。

【検討の視点】

○ 公定価格の設定に当たっては、定員・実員規模別の経費構造等の違いを考慮し、定員区分別に設定することを基本としてはどうか。また、その定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いることを基本としてはどうか。

- その具体的な定員区分の設定(定員の刻み方等)については、実際の現在の幼稚園・保育所の定員や実員の分布状況等を踏まえ、検討してはどうか。
- その際、保育認定を受ける子どもに係る定員区分については、現行の保育所運営費の取り扱いを 踏まえて検討していくことが必要ではないか。

(参考) 現行の保育所運営費の定員設定の経緯

保育所運営費の定員区分については、平成20年度までは、「30人刻み」としていたが、会計検査院からの指摘等を踏まえ、平成21年度から「定員10人刻み」に変更している。

※ 保育所では、定員の範囲内での入所を原則としているが、待機児童が発生している状況等を踏まえ、設備運営基準の範囲内で、定員を超過しての受入を可能とする「定員の弾力化」の取組が行われており、その場合は、本来の定員区分に基づき適用される単価により支弁されることになる。(保育単価は定員規模が大きくなるにつれ単価が小さくなるが、例えば「定員80人」の施設に「90人」の子どもが入所している場合には、「定員区分80人」の単価により「90人分」の費用が支弁される。)

そのため、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直しに積極的に取り組むこととされており、その定員の見直しの取組を阻害しないよう、「定員30人刻み」から「定員10人刻み」に変更した。(定員を見直した場合の単価の変動による影響が少なくなる。)

○ また、教育標準時間認定を受ける子どもに係る定員区分について、幼稚園には「最低定員」が ないことにも留意が必要ではないか。

- 認定こども園については、教育標準時間認定の子どもと保育認定の子どもが一つの施設に存在し、 それぞれ求められる職員の配置や、経費の違いがある(調理員や食事の費用等)こと等を踏まえて 検討する必要があるのではないか。
 - ※ 現行、幼保連携型認定こども園に対する保育所運営費の算定に当たっては、経費構造に違いがあることを踏まえ、保 育所のみの定員区分を用いて算定している。

(参考) 現行の幼保連携型特例認可保育所に対する取り扱い

幼保連携型特例認可保育所(*)に対する保育所運営費の算定に当たっては、当該施設は本来、保育所 単体では認可されない定員規模の小さい施設(幼稚園に付随する施設という位置づけ)である点を踏まえ て、「①幼稚園と保育所の定員を合算した定員区分による単価」または「②保育所のみの定員区分による 単価に75%を乗じた単価」とを比較して、高い単価により支弁されている。

- ※ 基本的には、②による単価が高くなる。
- ※ 規模の小さい施設であることから、嘱託医や事務職員等幼稚園と重複する職員については、専任の職員を置く必要性が 薄いことからそれらの費用を考慮して75%を乗じている。
- * 幼保連携型特例認可保育所 保育所は定員20人以上が要件となっているが、幼保連携施設を構成する保育所の場合、幼稚園と保育所の定員の合計が 20人以上である場合に保育所の定員が10人以上であれば認可を可能とするなどの特例を設けている。
- 地域型保育事業の定員区分の設定に当たっては、
 - ・ 「小規模保育」については、 定員6~19人の小規模な事業であることを踏まえ、定員区分について、どのように考えるか。
 - · 「事業所内保育」については、定員区分の上限・下限がない事業であり、また、「地域枠の子ども」と、「従業員の子ども」が存在するため、そのような点も考慮する必要があるのではないか。
 - · 「家庭的保育」については、定員6人未満の事業であるため、定員区分を設ける必要はあるか。
 - ※ 「居宅訪問型保育」は、基本的に1対1での利用が基本となる。

6. 施設・事業との関係

(1) 概要

○ 教育標準時間認定を受ける子どもは、認定こども園・幼稚園を、保育認定を受ける子どもは、認定こども園・保育所又は地域型保育事業を利用することが原則となるが、公定価格の設定に当たって、利用する各施設・事業の種類との関係について、検討していく必要がある。

(2)検討の視点

【検討の視点】

- 公定価格の設定に当たっては、施設・事業ごとに求められる認可基準等との関係を踏まえて検討する必要があるのではないか。
- その際、質の高い教育・保育の提供という観点から、国会での附帯決議で「三歳児を中心とした 職員配置等の見直し」が求められているように、配置基準等の見直しなどの質の改善とセットで議 論していく必要があるのではないか。

(参考)施設・事業別の職員配置基準

	小班 国	/// 大 元	認定こども園			
	幼稚園	保育所	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
教育・保育従事 者	・教諭(主幹教諭・指導教 諭・教諭)	・保育士	· 保育教諭	ことが望まし	る者 許及び保育士資 い。ただし、学 時間利用児は保	級担任は幼稚園
		乳児 3:1 1,2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児30:1	検討中	短時間利用児: 長時間利用児:		人
その他の職員	(必置職員) ・園長 ・学校医・歯科医・薬剤師 (置くことができる職員) ・養護教諭・事務職員 等	(必置職員) ·嘱託医 ·調理員	(必置職員) ・園長 ・学校医・歯科医・薬剤師 (置くことができる職員) ・副園長・教頭 ・主幹保育教諭・指導保育 教諭 ・主幹養教諭・養護教諭・主幹栄養教諭・栄養教諭・・事務職員 ・養護助教諭等	※幼稚園型、保 は、それぞれ幼		

		小規模保育		家庭的保育	居宅訪問型保育	
	A型	B型	C型	家庭的保育事業所内保育		店七切问空休月
保育従事者	・保育士	・保育士 ・保育士以外の 保育従事者	·家庭的保育者 ·家庭的保育補助者			
保育従事者の員 数	乳児 3:1 1,2歳児 6:1 +1人		0~2歳児 3:1 ※補助者を置く場合 5:2	検討中		
その他の職員	·嘱託医 ·調理員	·嘱託医 ·調理員	·嘱託医 ·調理員			

7 . 各種加算等

(1) 概要

○ 公定価格の設定に当たって、職員配置基準等を踏まえた特定教育・保育等に通常要する費用としての画一的な「基本部分」のほか、地域固有の経費や、教育・保育の提供に当たっての経費の性質等を踏まえた政策的な費用等の「加算」等について、検討していく必要がある。

(制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定))

- · 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。
 - ※ 休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
- 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。
- ・ 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。

(2) 現状

- 保育所運営費では、以下のような加算を設けている。
- ① 民間施設給与等改善費加算:余剰がなく給与改善等に支障を来すおそれのある民間施設における、公・私施 設間の職員給与格差の是正などを目的に、職員の平均勤続年数を基礎として人件費等を加算
- ② 夜間保育所加算:夜間保育所での保育を実施するうえで必要な人件費、夕食代等の経費を加算
- ③ 児童用採暖費加算:冬季(10月~3月)の暖房に必要な経費
- ④ 寒冷地加算:寒冷地に所在する保育所の職員に対して支給される手当
- ⑤ 事務用採暖費:北海道に所在する保育所に係る事務用の暖房に必要な経費
- ⑥ 除雪費加算:豪雪地帯に所在する保育所に係る建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費
- ⑦ 降灰除去費加算:降灰防除地域に所在する保育所に係る建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費
- ⑧ 単身赴任手当加算:施設を異にする異動又は施設の移転等に伴い単身赴任となった職員への手当
- ⑨ 主任保育士専任加算:主任保育士を保育計画の立案や保護者からの育児相談等の「主任業務」に専任させる ことができるよう、代替保育士に要する経費を加算
- ① 入所児童処遇特別加算費:入所児童等に対してきめ細やかなサービスを提供し、また高齢者等の雇用の促進を図るため、配置基準を超えて高齢者等を配置するための経費を加算
- ① 施設機能強化推進費:職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等、施設の総合的な防災対策の充実強化を図るための経費
- (12) 保育所事務職員雇上費:事務職員を配置するための経費

(3)検討の視点

【検討の視点】

- 政策的な対応として、基本部分とは別に加算措置を設けることについて検討が必要ではないか。
- 現行の保育所運営費における加算の仕組みを参照して検討する際は、画一的な費用として基本部分に組み込むものと、地域特性や経費の性質等を踏まえて加算として実施するものとに分類して検討していく必要があるのではないか。
 - ※ 介護保険制度や障害福祉制度について、制度改正以前の社会福祉施設の措置費制度下では、保育所運営費と 同様の加算(②、⑨、⑫は保育所運営費特有の加算)が設けられていたが、制度改正により包括的な報酬体系 とした際に加算の整理が行われている。
- 併せて、定員を恒常的に超過している場合などを含めて、減算措置のあり方についても検討が必要ではないか。

(参考) 幼稚園の私学助成(国)の取扱い

これまでの検討においては、現行の私学助成(国)は、一般補助に加えて特別補助を設けているが、教育標準時間認定を受けた子どもの預かり保育や広く実施される子育て支援活動の補助については、福祉的要素にも鑑みて、地域子ども・子育て支援事業(一時預かり事業・地域子育て支援拠点事業)に位置付けることとされた。また、特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われる教育の補助については、幼児期の学校教育の振興の奨励的な見地から、社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園も対象となっている。

(制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定)

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付(仮称)を創設し、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の 解消及び公平性の確保を図る。
- 現行の私学助成のうち、幼稚園運営の基本部分(一般補助)については、原則として、こども園給付(仮称)に統合する。
- 幼児期の学校教育における多様なニーズに対応する取組(特別補助)のうち、福祉的要素を併せ持ち、広く実施されているもの (預かり保育、子育て支援)については、その内容を見直しつつ、新システムの子ども·子育て支援事業(仮称)(一時預かり、地 域子育て支援拠点)に位置付ける。
 - ※ 現在の取組が継続できるよう、子ども·子育て支援事業(仮称)の実施要件等について教育の要素を追加するなど必要な見直しを行うとともに、広域利用の調整の在り方について検討する。その上で、万一広域利用の実態などから市町村事業として実施されない場合には、過渡的な措置として、広域的な見地から都道府県が私学助成の対象とする途を残すことを検討する。
- 一定の基準を満たす施設において行われる、特に質の高い特色ある取組として先駆的に行われるもの(例:特別支援教育、幼児期の学校教育と小学校教育の連携等のうち特に質の高い特色ある取組)については、幼児期の学校教育を振興するための奨励的な見地から私学助成で対応するが、「設置主体を問わず、同じ取組に対しては同じ支援を行う」との考え方に基づき、社会福祉法人立も含め総合こども園(仮称)を対象に追加する。

5

平成25年10月18日 第6回子ども・子育て会議基準検討部会資料より

④地域型保育事業について

家庭的保育事業等の認可基準について

(1)概要

- 家庭的保育事業等では、保育需要の増大に機動的に対応できるよう、客観的な認可基準に適合することを求め、
 - ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、市町村が認可するものとする
 - こととしている(保育所に関する認可制度と同様)。
- 家庭的保育事業等の認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
 - ア「<u>職員の資格、員数</u>」、「<u>乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密</u> 接に関連するもの」については、「<u>従うべき基準</u>」とする。
 - イ <u>それ以外の事項</u>については、「<u>参酌すべき基準</u>」とする。 特に、「<u>保育室及びその面積(面積基準)</u>」については、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るため、 保育所等とは異なり「<u>参酌すべき基準</u>」としている。
- 家庭的保育事業等については、現行の類似の事業や地域の実情を踏まえつつ、それぞれの特性に応じた基準を 新たに設定することが必要であり、地域型保育事業の実態調査等を踏まえ、検討を進める。
 - ※基準の設定に当たっては、特に、既存施設・事業等からの移行に当たって、経過措置の検討を併せて行うことが必要。

認可基準の具体的な各項目について

(1)職員数・資格要件

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設 ※1, 2)	認可外保育施設	小規模保育※3
保貨者		家庭的保育者 (十家庭的保育補助者) ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	保育所と同様 (※除く)	3分の1以上が保育 士又は看護師	A型:保育士 B型:2分の1以上が保育士 C型:家庭的保育者 ※A型、B型については、保育所 と同様の特例あり
職員数	O歳児 3:1 1·2歳児 6:1 3歳児 20:1 4·5歳児 30:1	乳幼児(全年齢) 3:1 家庭的保育補助者を置 く場合 5:2	保育所と同様	保育所と同様	A型、B型 の歳児 3:1 1·2歳児 6:1 +1名 C型 0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)

- ※1 事業所内保育については、原則として認可外保育施設の指導監督基準適用を受けるが、雇用保険事業に基づく助成対象施設については、ガイドラインによる上乗せを行っている。
- ※2 病院内保育施設、介護施設内保育施設は、児童福祉施設の設備及び運営基準を尊重するよう求めている。
- ※3 平成25年8月29日第4回基準検討部会における対応方針案より(このほか、離島・へき地に関する特例あり。以下同じ。)

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

「検討の視点〕

➢ 保育従事者及び職員数については、現行の児童福祉法に基づく市町村事業を踏まえ、どう考えていくか。

[主な論点]

- 論点①:家庭的保育者に対して求めている研修要件について、保育者の質を確保しつつ、必要数の増大に対応する観点 から、どう考えていくか。
 - →現行は、基礎研修(すべての家庭的保育者が受講)に加え、認定研修(保育士以外の者が受講)を求めているが、一 定の実務経験を有する者や他の資格を有する者の取扱いなど、当該研修内容や研修実施体制(現行は市町村が実 施)について、見直す必要はないか。

[現行]基礎研修:講義等21時間+実習2日間以上

認定研修:看護師、幼稚園教諭、家庭的保育経験者(1年以上):講義等(40時間)+保育実習(I)(48時間)の計88時間

家庭的保育経験のない者及び家庭的保育経験者(1年未満)

:講義等(40時間)+保育実習(I)48時間+保育実習(I)20日間

※研修内容の詳細は参考資料1参照(P38~)

く主なご意見>

- <u>・家庭的保育者の基礎研修、認定研修は極めて重要であり、更なる専門性の向上のためにも、市町村のみならず、都道府</u> 県、養成校において実施していくことが必要ではないか。
- ・基礎研修と認定研修を受ける機会を拡大していくことが必要ではないか。
- ・都道府県、市町村を中心に養成校の協力を得ながら研修体制を作っていくことが必要。また、退職者などを考えると、年1 回の研修・実習では足りないことから、都道府県、市町村、ブロック単位などにより、研修機会を増やすべき。
- ・保育従事者及び職員数については、現行制度を踏襲していくことがまずは必要。
- ・研修について、基礎自治体はもとより、養成校との連携を含め、都道府県による強力な支援体制は有効。

【対応方針(案)】

<u>▶家庭的保育者に対しては、現行制度と同様に、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本としてはどうか。また、家庭的保育補助者についても、現行制度と同様に、必要な研修を修了した者であることを基本としてはどうか。</u>

【対応方針(案)(続き)】

- <u>▶ また、家庭的保育者に対して修了を求める研修については、現行の家庭的保育者に対する基礎研修及び認定研修で対</u> 応することを基本としてはどうか。家庭的保育補助者についても、現行の基礎研修の修了を基本としてはどうか。
- ➤その上で、新制度における研修については、現行の研修の内容も踏まえた上で、
 - <u>・現行の家庭的保育者に対する研修については、市町村単位で行われていることが多いものの、新制度における事業規</u> 模等に応じて、より広範囲な研修実施体制の充実が求められること、
 - 研修対象者の数は現在よりも多くなることが想定されること
 - ・更なる専門性の向上を図っていくほか、本事業における業務内容を踏まえた内容とすることが求められること 等を勘案し、これまで市町村が果たしてきた役割も踏まえつつ、都道府県や保育士養成施設の果たす役割を含めて見直 していくこととしてはどうか。その際、従来の家庭的保育者等が引き続き保育に従事できるよう、必要に応じて、一定の経 過措置を検討してはどうか。
- 論点②:家庭的保育補助者の配置について、どう考えていくか。
 - →現行は、3人を超えて(5人まで)子どもを保育する場合は必置となるが、3人の場合であっても、食事時間帯の対応など、補助者の配置が望ましい場面があることをどう考えていくか。

<主なご意見>

- ・家庭的保育者1人で食事の準備を行うことは難しいことから、補助者の配置を検討すべきではないか。
- ・家庭的保育者1人で異年齢の子ども3人の保育を実施するのは難しい点もあり、最近、家庭的保育事業を導入した自治体では、補助者とともに複数者による保育体制を義務付けていたり、繁忙時間帯に補助者を付けることを標準化している自治体もある一方、そうでない自治体もあり、ばらつきが見られる。特に0歳児を受け入れている場合など、補助者制度の充実が必要ではないか。
- 密室性の回避のためにも、補助者の配置や巡回指導等があると良いのではないか。

【対応方針(案)】

- ➤家庭的保育補助者については、
 - ・給食調理を含めた食事時間帯への対応など、マンパワーが求められる場面が想定されること
 - ・異年齢の子どもに対して同時に保育の提供を求めることがあり得ること
 - <u>等を踏まえ、保育を受ける子どもが3人以下の場合であっても家庭的保育補助者の配置に配慮し、公定価格の議論の中で検討してはどうか。</u>

【事業所内保育事業】

「検討の視点〕

▶ 保育従事者及び職員数については、現状の雇用保険事業による助成対象施設の基準を踏まえ、どう考えていくか。

[主な論点]

論点:事業所内保育事業については、雇用保険事業による助成対象に当たっては、利用定員の下限が6人と設定されているものの、それ以外に、特段、利用定員に係る規制は設けられていないが、利用定員が19人以下の比較的小規模な施設については、どういった取扱いとするか。

→小規模保育事業(A型・B型)等と同様の保育従事者及び職員数とすることも考えられるか。

く主なご意見>

・事業所内保育事業の認可基準については、安全面に配慮しつつ、現状の運営状況を十分に考慮し、可能な限り弾力的な 運用とすべきではないか。特に、現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可されるようにすべきではないか。

【対応方針(案)】

- <u>▶新制度における事業所内保育事業については、特段、利用定員の上限・下限が法定されていない。ただし、現行の事業所内保育施設の1施設当たりの平均の入所児童数は19.0人(実態調査)となっているほか、雇用保険事業の助成対象に関わらず、事業所内保育施設全体でみると、1施設当たりの平均入所児童数は14.8名となっている(平成23年度認可外保育施設の現況取りまとめより)ことから、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定される。</u>
- <u>▶これを踏まえ、利用定員が19名以下の場合、同じく0~2歳児を対象として少人数の保育を行う事業であり、既存事業等</u>からの移行を見込んでいる小規模保育事業(A型・B型)との整合性を図っていくことを基本としてはどうか。
 - ※特に、認可保育所への移行を希望する事業所内保育施設のうち、4割近くの施設から、移行困難な理由として「最低定員(原 則60人以上、条件付きで20人以上)を満たすことができない」があげられており、今般、小規模保育事業が認可事業として制 度化されることに伴い、整合性があることが望ましいのではないか。(平成21年地域児童福祉事業等調査より)
 - ※5人以下のものについても、同じ基準で対応してはどうか。

>また、利用定員が20名以上の場合については、

- ・認可保育所と同様の事業規模になること
- ・現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可保育所の職員配置基準を満たすことが求められていることを勘案し、認可保育所と整合性を図っていくことを基本としてはどうか。

【居宅訪問型保育事業】

[検討の視点]

➢ 保育従事者については、どういった職員を求めることとするか(職員数については1:1が基本)。

[主な論点]

論点:現行、居宅訪問型保育事業については、保育従事者の資格要件*に関する基準がないが、職員の質の確保の観点から、どう考えていくか。

→家庭的保育のように、保育士に加えて、研修の修了により、保育士資格を保有しない者も従事することを可能とする 仕組みをベースとするか、又は保育士であることを一律に求めることとするか。さらに、研修要件について、どういった 内容とすべきか。

※(公益社団法人)全国保育サービス協会が実施している認定研修はあり※研修内容の詳細は参考資料2参照(P45~)

iく主なご意見>

- ・1:1で子どもと向き合う事業の性格上、現在行われているようなベビーシッター資格認定制度と同等の研修体制は必要ではないか。
- ・保育経験者、看護師、幼稚園教諭など多様な人材が質の高い研修を受けることで担い手となるよう、積極的な育成と活用 を図るべきではないか。

【対応方針(案)】

- ▶居宅訪問型保育事業に従事する保育者としては、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者として、それぞれ必要な研修の修了を求めることを基本としてはどうか。
- ▶また、居宅訪問型保育事業の保育従事者に対して修了を求める研修については、現行の全国保育サービス協会が実施している認定研修の内容等も踏まえ、事業の位置付け((6)②参照)等によって求められる専門性を習得するのに必要な内容について、検討していくことを基本としてはどうか。

(2)設備・面積基準

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
設備	O・1歳児 乳児室又ほふく室 2歳以上児 保育室又は遊戯室	保育を行う専用居室	O·1歳児 乳児室 2歳以上児 保育室	保育室	O・1歳児 乳児室又ほふく室 2歳以上児 保育室
	医務室		安静室(体調不良児対応型を行う場合) 2人以上の横臥が可能であり、1人1.98㎡以上		
	屋外遊戯場 ※付近の代替地可	同一敷地内に遊戯等に 適当な広さの庭 ※付近の代替地可			屋外遊戯場 ※付近の代替地可
面積	乳児室 1人1.65㎡ ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※平成26年度末まで大都市特例 あり	1人3.3㎡ (部屋自体は9.9㎡が必要)	乳児室 1人1.65㎡ 保育室 1人1.98㎡ ※両室の区画を求める	1人1.65㎡以上 ※0歳児の区画を求める	A型・B型 乳児室/ほふく室 1人3.3㎡ 保育室 1人1.98㎡ C型 すべて1人3.3㎡
	屋外遊戯場 1人3.3㎡(2歳 児)	適当な広さ			屋外遊戯場 1人3.3㎡ (2歳児)

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

「検討の視点〕

⇒ 設備・面積基準については、現行の児童福祉法に基づく市町村事業を踏まえ、どう考えていくか。

く主なご意見>

- 現行の基準で問題ないのではないか。
- 面積基準等については、現行制度を踏襲していくことがまずは必要。

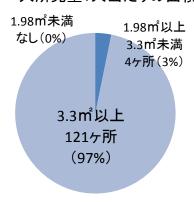
【対応方針(案)】

- <u>▶家庭的保育事業の保育室(保育を行う居室)に関しては、現行制度と同様に、1人当たり3.3㎡以上とすることを基本とし</u>てはどうか。
- <u>▶また、屋外遊戯場に関しては、「同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭」を求めることとした上で(他の公的施設の敷地そ</u>の他の付近の代替地で可)、面積基準については、2歳児に対し1人当たり3.3㎡以上とすることを基本としてはどうか。

【参考・家庭的保育事業の保育従事者配置状況等】

「保育室等の状況]

入所児童1人当たりの面積



1施設当たりの平均面積は25.85㎡(1人当たり7.67㎡)

[屋外遊戯場の状況]

屋外遊技場又は公園等の代替地	107(78.7%)
うち公園等の代替地のみ	70 (51.5%)
うち屋外遊戯場を設置	37(27.2%)
いずれもなし	29(21.3%)
合計	136(100%)

⇒約8割の事業が屋外遊戯場又は公園等の代替地を設置しており、これらを設置していない29ヶ所のうち、2歳児を受け入れている事業は17ヶ所

	施設数(構成割合)
3.3㎡未満	0(0.0%)
3.3㎡以上	30(100.0%)
合 計	30(100.0%)
不詳	7

⇒屋外遊戯場を設置している施設 (37ヶ所)は不詳(7ヶ所)を除き、 すべて1人当たり3.3㎡以上確保

【事業所内保育事業】

[検討の視点]

⇒ 設備・面積基準については、どの程度の水準を求めることとするか。

[主な論点]

- 論点①:地域型保育事業において主に受入対象となるO・1歳児に係る面積基準について、どの程度の面積基準を求めることとするか。
 - →0・1歳児については、①現行の雇用保険事業による事業所内保育施設(1人1.65㎡)、②認可保育所(乳児室:1人 1.65㎡、ほふく室:1人3.3㎡)、③小規模保育事業(1人3.3㎡)、のうち、いずれの施設・事業をベースとするか。また、利用定員が19人以下の比較的小規模な事業については、どういった取扱いとするか。
- 論点②:屋外遊戯場を設けることを求めるか。その場合、公的施設の敷地その他の付近の代替地で可とするか。また、設けることとした場合、1人当たりの面積基準について、どの程度のものを求めるか。

く主なご意見>

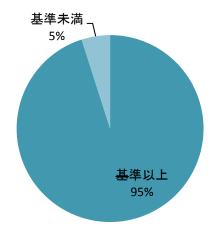
- ・事業所内保育事業の認可基準については、安全面に配慮しつつ、現状の運営状況を十分に考慮し、可能な限り弾力的な 運用とすべきではないか。特に、現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可されるようにすべきではないか。
- ・19人以下の小規模事業については、③のように小規模保育の仕組みに準じてはどうか。また、20人以上の事業については、認可保育所の仕組みに準じてはどうか。

【対応方針(案)】

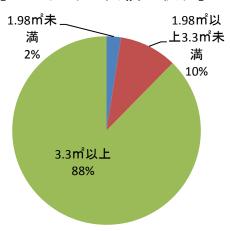
- <u>▶新制度における事業所内保育事業については、一般的な事業規模としては、小規模保育事業と同程度になることが想定されることから、(1)職員数・資格要件と同様に、利用定員が19名以下の場合、小規模保育事業との整合性を図っていくことを基本としてはどうか。</u>
- <u>▶また、利用定員が20名以上の場合については、同じく、認可保育所と整合性を図っていくことを基本としてはどうか。</u>

【参考・事業所内保育事業の保育室・屋外遊戯場状況等】

[事業所内保育施設の保育室の面積基準の状況]



「1人当たりの面積の状況]



[事業所内保育施設の屋外遊戯場の状況]

屋外遊戯場又は公園等の代替地	75(92. 6%)
うち、公園等の代替地のみ	30(37.0%)
いずれもなし	6(7. 4%)
合計	81(100%)

「1人当たりの面積の状況]

3. 3㎡未満	3(7. 1%)
3. 3㎡以上	39(92. 9%)
不詳	3

【居宅訪問型保育事業】

[検討の視点]

➢ 保護者・子どもの居宅において保育を行うという事業の特性上、設備・面積基準を設けないこととするか。

【対応方針(案)】

➢居宅訪問型保育事業については、その事業の特性を踏まえ、設備・面積基準を設けないことを基本としてはどうか。

(3)給食(自園調理)

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
給食	自園調理 *3歳以上児は外部搬入可能 *公立は特区により3歳未満 児も外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	外部搬入可能	自園調理 [※] 連携施設等からの搬 入可
設備	調理室 *外部搬入を行う場合、調理 設備	調理設備	調理室	調理室 *外部搬入を行う場合、調 理設備	調理設備
職員	調理員 *全部委託、外部搬入の場合 は不要	不要			調理員 *全部委託、連携施設等 からの搬入を行う場合不要

※現行自園調理を実施していない事業からの移行に当たって、第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの経過措置あり

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

「検討の視点〕

≫ 家庭的保育事業の給食提供のあり方について、どう考えるか。

[主な論点]

論点①:現行通りとするか、又は、自園調理を求めることとするか。

- →自園調理を原則としつつ、外部搬入等を認めるか。外部搬入を認める場合、調理設備やアレルギー対応などはどうするか。小規模保育事業と同様に、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、 病院からの搬入を可能とするか。
- →家庭的保育者の居宅や共同住宅などでの事業展開を想定していることから、現行通り、自園調理を必ずしも求めない こととするか。その場合、アレルギー対応などはどうするか。

論点②: 自園調理を求める場合、調理担当の職員をどうするか。

- →自園調理を行う場合、例えば、家庭的保育補助者等が調理時間帯のみ調理を担当することを可能とするか。
- →調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。

く主なご意見>

・現行では、給食や弁当持参について、自治体の判断に委ねられているが、保護者ニーズを勘案すると、給食を進めていくべきではないか。ただし、その際、補助者やその他の調理職員の確保が必要となることに留意が必要。また、居宅に保育専用の調理設備を設けることが困難なケースもあり、地域の実情に応じた対応も考えられるのではないか。

<u>【対応方針(案)】</u>

[給食の取扱いについて]

- ▶自園調理を基本としてはどうか。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能としてはどうか。
- ※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における 調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- <u>▶その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、病院からの搬入を可能としてはどうか。その際、こうした施設等が存在しない離島、へき地においては、学校(給食室)、学校給食センターからの搬入も可能としてはどうか。</u>

【対応方針(案)】

[給食の取扱いについて(続き)]

- <u>▶その際、特に現行の事業形態では、半数近くが弁当持参で対応していることを踏まえ、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとしてはどうか。</u>
- ⇒実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくか。
- <u>▶また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設けるかどうか。</u>

[設備の取扱いについて]

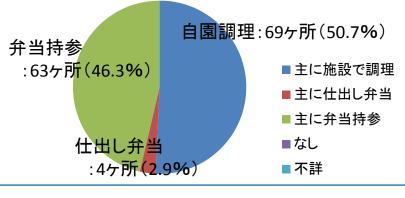
- **➢調理設備を基本としてはどうか。**
- <u>▶その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等</u>において定めることとしてはどうか。
- <u>▶なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基</u>本としてはどうか。

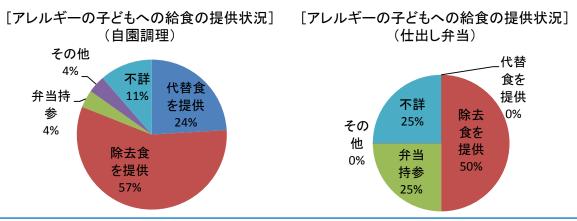
[職員の取扱いについて]

<u>▶調理業務に従事する調理員を配置することを基本とし、保育を受ける子どもが3人以下の場合は、家庭的保育補助者が調理業務に従事することを可能としてはどうか。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員や補助者による調理業務は不要)</u>

【参考・家庭的保育事業の給食提供状況等】

[家庭的保育事業の給食提供の状況]





【事業所内保育事業】

「検討の視点〕

⇒ 事業所内保育事業の給食提供のあり方について、どう考えるか。

[主な論点]

- 論点①:現行通りとするか、又は、自園調理を求めることとするか。
 - →自園調理を原則としつつ、外部搬入等を認めるか。外部搬入を認める場合、調理設備やアレルギー対応などはどうするか。小規模保育事業と同様に、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、 病院からの搬入を可能とするか。
 - →事業所その他多様な場所での事業展開を想定していることから、現行通り、自園調理を必ずしも求めないこととするか。その場合、アレルギー対応などはどうするか。
- 論点②: 自園調理を求める場合、調理担当の職員をどうするか。
 - →自園調理を行う場合、調理担当として、調理員の配置を求めるか。
 - →調理業務の委託については、現行の保育所と同様、認めることとするか。

※その場合、調理員の配置は求めない。

[;]<主なご意見>

・事業所内保育事業の認可基準については、安全面に配慮しつつ、現状の運営状況を十分に考慮し、可能な限り弾力的な 運用とすべきではないか。特に、現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可されるようにすべきではないか。

【対応方針(案)】

[給食の取扱いについて]

- ▶自園調理を基本としてはどうか。その際、調理業務の委託については、保育所と同様に可能としてはどうか。
- ※ 保育所における調理業務の委託に当たっては、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号)、「保育所における 調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を踏まえて実施。
- <u>▶その際、現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末</u>までの間に体制を整える前提で、経過措置を設けることとしてはどうか。
- ≫実際の給食の提供に当たっては、小規模保育事業と同様に、衛生管理上、必要な対応について整理していくか。
- <u>▶また、円滑かつ適切に給食を提供できるよう、連携施設その他の栄養士に嘱託する形で、アレルギー児対応を含め、給食内容に係る相談・助言を行う体制を設けるかどうか。</u>

[設備の取扱いについて]

- ▶事業の規模に応じて、調理室又は調理設備を基本としてはどうか。
 - ※20名以上の場合、調理室の設置を求め、19名以下の場合、調理設備の設置を求める。
- <u>▶その際、通常のキッチン設備を基に、利用定員に応じた設備内容を求めることとし、具体的な内容については、条例等において定めることとしてはどうか。</u>
- <u>▶なお、連携施設等からの搬入とする場合については、提供に当たって必要な加熱、保存等の調理機能を求めることを基本としてはどうか。</u>

[職員の取扱いについて]

<u>▶調理業務に従事する調理員の配置を基本とする。(ただし、調理業務の委託を行う場合及び連携施設等からの搬入とする場合は、調理員の配置は不要)</u>

【居宅訪問型保育事業】

「検討の視点]

▶ 居宅訪問型保育事業の食事の提供のあり方について、どう考えるか。

[主な論点]

論点:ベビーシッターは、訪問先の居宅キッチンにおいて調理しないことが一般的(保護者が用意した食事を食べさせることは可)と考えられるが、こうした事業の特性も踏まえつつ、居宅訪問型保育者による調理及び食事の提供について、どう考えるか。

¦く主なご意見>

・現行では、事業の特性上、給食の調理はしておらず、給食の提供は困難ではないか。

【対応方針(案)】

<u>▶訪問先の居宅において保育を提供する事業形態が基本になると想定しており、保育者による調理及び食事の提供は行わないことを基本とすべきではないか。</u>

(4)耐火基準(参酌基準)

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 (雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
村基等難制		基本的には上乗せ規制はなし	保育所と同様	指導監督基準上、 上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ 規制	上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ 規制 (注) ①消火器等の消火器具 ②非常警報器具 ③保育室等を2階以上に 設置する場合、手すり等 の乳幼児の転落事故防 止設備

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

「検討の視点〕

▶ 保育者の居宅等において実施する家庭的保育の事業特性を踏まえ、どう考えていくか。

[主な論点]

論点:安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。

!く主なご意見>

- ・現行の基準で問題ないのではないか。
- ・居宅等を保育の提供場所とすることから、建築基準法等との整合性を図ることが必要。

【対応方針(案)】

▶現行の取扱いを基本に、更に検討してはどうか。

<検討の視点と主な論点(続き)>

【事業所内保育事業】

「検討の視点]

▶ 事業所内保育事業に係る避難規制について、多様なスペースの活用を念頭に、どう考えていくか。

[主な論点]

論点:安全性の確保のために、保育の実施場所に係る規制のほか、特に求める事項が考えられるか。

- ※現行、認可外保育施設の避難階段については認可保育所に準じた取扱いとしている。
- ※事業所内保育施設に対する国の助成要件が準拠している国が定める認可保育所の設備基準(4階以上に保育室等を設ける場合に避難用の屋外階段を設置する要件)について、同等の安全性と代替手段を前提として緩和がなされるよう、合理的な程度の避難 基準の範囲及び代替手段について、今年度中に検討し結論を得ることとされている。

く主なご意見>

・事業所内保育事業の認可基準については、安全面に配慮しつつ、現状の運営状況を十分に考慮し、可能な限り弾力的な 運用とすべきではないか。特に、現行の雇用保険事業による助成対象施設は認可されるようにすべきではないか。

【対応方針(案)】

▶現行の取扱いを基本に、小規模保育事業の取扱いを踏まえ、更に検討してはどうか。

【居宅訪問型保育事業】

[検討の視点]

▶ 相手方の居宅において保育を行う事業の特性上、特段、規制を設けないこととしてはどうか。

く主なご意見>

・事業の特性上、基準を設けることは困難であるが、一般の家庭に求められるような消火器の設置等は必須とすべきではないか。

【対応方針(案)】

▶居宅訪問型保育事業については、その事業の特性を踏まえ、規制を設けないことを基本としてはどうか。(その場合であっても、相手方の居宅における消火器や避難経路の確認等を求めることとするか。)

(5)連携施設等

<現状>

	保育所	家庭的保育	事業所内保育 ^(雇用保険事業の対象施設)	認可外保育施設	小規模保育
連携施設	-	保育所本体又は連携保育 所の支援が前提	_	_	連携施設の設定が必要 ※1
嘱託医	嘱託医	連携保育所の嘱託医の 存在が前提	_	_	嘱託医 ^{※2}

- ※1 小規模保育事業に関しては、更なる環境整備が必要と市町村が判断した場合、 第1期の市町村事業計画の終期(平成31年度末)までの経過措置あり
- ※2 連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能

<検討の視点と主な論点>

【家庭的保育事業】

[検討の視点]

⇒ 現行も連携保育所を求めており、小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。

[主な論点]

論点:現行の家庭的保育事業の連携保育所については、卒園後の受け皿に関して明示的に示していないが、家庭的保育 を利用している保護者の安心、事業の安定性の確保の観点から、確実な受け皿があることが必要ではないか。

→小規模保育事業と同様に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うこととしてはどうか。

く主なご意見>

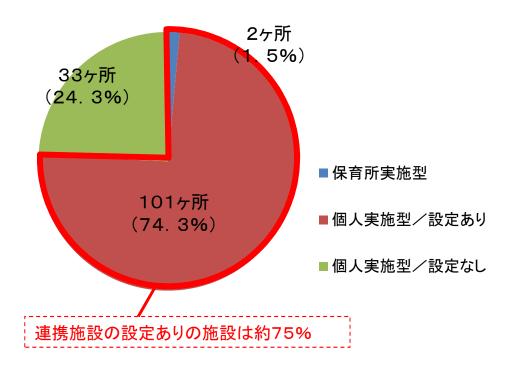
- 連携施設については、小規模保育事業と同様にすることが大事ではないか。
- ・現行の家庭的保育における連携保育所は保育内容の充実、質向上、保護者の信頼の観点から有効であり、新制度においても必要。その際、公立施設のみならず、私立施設も対象となることの周知が必要。
- ・現行では、保育所OB等を活用して巡回指導を行う家庭的保育支援者の仕組みを継続してほしい。
- 家庭的保育における連携保育所の仕組みは、市町村と連携しながら、きちんと対応していくことが重要。

【対応方針(案)】

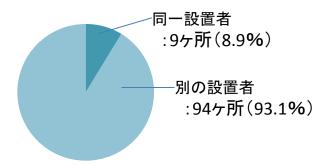
- <u>▶現行の家庭的保育事業においても、連携保育所の確保を推進しており、約75%が連携保育所を設定していることを踏</u>まえ、連携施設の設定を求めることを基本としてはどうか。
- <u>▶連携施設にあっては、小規模保育事業と同様に、連携施設は、①保育内容の支援及び②卒園後の受け皿を担うことと</u> してはどうか。
- ➤その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設けてはどうか。

【参考・家庭的保育事業の連携保育所の設定状況等】

[家庭的保育事業の連携保育所の設定状況]

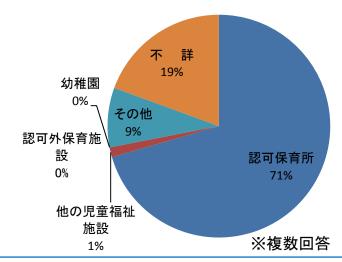


[連携施設の属性]



※保育所実施型を除く

[連携施設の施設類型]



【事業所内保育事業】

「検討の視点〕

→ 小規模保育事業と同様に、連携施設を求める方向とするか。

[主な論点]

- 論点:卒園後の受け皿に関して、卒園後も引き続き同一地域で保育を受けることが想定される「地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)」と、広域から通勤することが想定される従業員の子どもとで、同一の対応を求めるべきか。
 - →頻繁に入れ替わることが想定される従業員及びその子どもについて、そのたびに、従業員の居住地市町村において 連携施設を確保することが可能か。

¦く主なご意見>

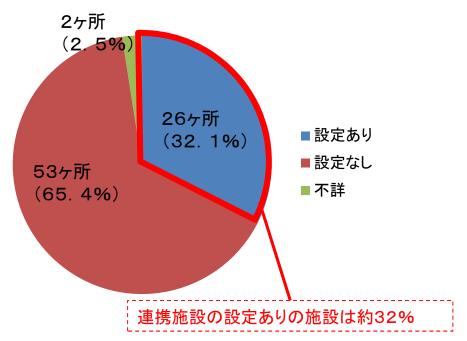
・広域利用が想定される従業員の子どもについて、卒園後の受け皿としての連携施設の確保には課題があるのではないか。

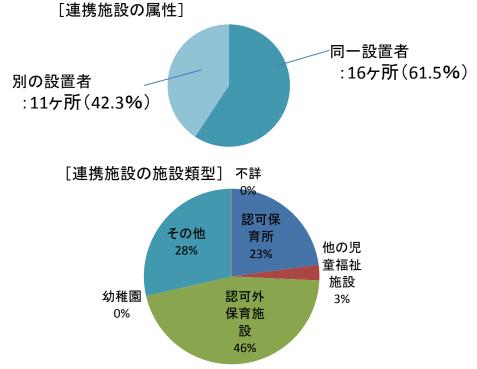
【対応方針(案)】

- ▶保育内容の支援に関しては、19名以下の規模の場合は、小規模保育事業と同様、連携施設の設定を求めることを基本としてはどうか。
- ▶地域枠に関しては、卒園後も、当該市町村において、認定の変更を受けるほか、教育・保育の提供を受ける可能性が高いことから、卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求めることを基本としてはどうか。また、従業員の子どもについては、当該子どもは頻繁に入れ替わることが想定され、居住地も様々な市町村にまたがることから、必ずしも設定を求める必要はないのではないか。
- ➤その際、小規模保育事業と同様に、移行に当たっての経過措置及び離島・へき地における特例を設けてはどうか。

【参考・事業所内保育施設の連携保育所の設定状況等】

[事業所内保育施設の連携保育所の設定状況]





【居宅訪問型保育事業】

[検討の視点]

⇒ 小規模である事業特性を踏まえ、連携施設を求める方向とするか。

[主な論点]

論点:その際、保育内容の支援、卒園後の受け皿確保に関して、居宅訪問型保育事業の位置付け(後述)と併せて検討することが必要ではないか。

<u>【対応方針(案)】</u>

<u>▶連携施設の設定に関しては、居宅訪問型保育事業の位置付け(後述)を踏まえ、例えば、障害の個別ケアに関するバッ</u> クアップ等の形で、設定を求めていくことを基本とするか。

(6)各事業において固有の論点

- ①事業所内保育事業における地域枠の子どもの受け入れ
 - →児童福祉法に基づく認可の対象となる事業所内保育事業については、従業員枠の子どもに加えて、「地域において保育を必要とする子ども(地域枠の子ども)」を受け入れることが必要となる。その際、どの程度の地域枠を設定することを求めていくか。
 - ※現在、雇用保険事業に基づく助成金対象施設については、「入所乳幼児数が施設定員の60%以上(中小企業は30%以上)、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが半数以上」としている。自社労働者要件については、今後、緩和を検討。(待機児童解消加速化プランに盛り込まれている。)なお、平成24年10月31日前に助成金の認定申請を行った施設は、「自社で雇用する労働者又は自社で雇用する労働者以外の雇用保険被保険者が定員の半数以上、かつ、自社で雇用する労働者の子どもが1人以上」で助成対象。
 - ※病院内保育所については、補助対象を病院、診療所等の施設に従事する職員(人事異動等により他施設の勤務となった職員を含む)の子 どもに限定している。
 - ※介護施設内保育施設整備については、主として当該施設又は事業者の職員を対象とした上で、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えないこととしている。
 - ※地域枠を設けない事業所内保育施設は、認可(=地域型保育給付)の対象にはならないが、引き続き、施設として継続することは可能であり、雇用保険からの助成対象にはなり得る。

!<主なご意見>

- ・従業員で定員を満たす場合、地域の子どもを受け入れることが困難なケースもある一方、自社の従業員のみでは定員の 下限を満たすことが困難なケースもあり、地域枠の子どもの受け入れについては、弾力的な運用方法が考えられないか。
- ・事業所内保育にも多様な形態が考えられることから、地域枠の受け入れについて、現行以上に弾力的な運用を考えて欲しい。
- ・自社労働者要件を緩和し、より周辺の地域住民が利用できる体制をつくっていくことが望ましい。
- ・事業所内保育の運営をあきらめるケースの多くは、自社労働者の子どもの割合が高くなければならない点であることを踏まえる必要がある。また、小学校との連携等を考えると、長期間利用する事業ではないのではないか。
- ・自社の福利厚生のための位置付けから地域の子育て支援の資源という位置付けに変えていくべきではないか。そのため 自社労働者要件については、現行の5割以上から、引き下げた上で、多くの地域の子どもを受け入れることができる仕組 みとすべきではないか。
- ・地域型保育事業として位置付けられていることから、地域枠について一定の比率が必要ではないか。

【対応方針(案)】

- ▶ 地域住民の子どもの受入枠(地域枠)を利用定員比でどの程度設定することが適当か、検討するに当たっては、
 - ・現行の雇用保険事業による助成金対象施設からの円滑な移行
 - ・市町村による認可事業であり、市町村による利用調整の対象になるのは地域枠部分であること
 - ・事業所内保育事業が事業所による人材確保、福利厚生の位置付けを有していること(従業員枠については、利用調整の対象外で、応諾義務も課されない)
 - <u>・通勤等の問題から、事業所内保育施設は、恒常的な利用児童の確保が比較的困難な傾向にあることといった要素についても、勘案することが必要ではないか。</u>

<u>例1:地域枠を1名以上とする。</u>

[考え方]

▶地域枠を最低限のものとすることで、多くの事業所内保育施設が新制度に移行することが可能ではないか。

[留意点]

<u>▶地域の受け皿としての機能、地域枠が下限の1名と設定された場合の地域住民の利用のしやすさ等を勘案すると、利用調整、</u>
需給調整、応諾義務の対象外となる従業員枠が大半を占める事業について、他の施設や事業と同様に給付の対象とすることをどう考えるか。

例2:地域枠を利用定員の1/3以上とする。

「考え方〕

- ▶現行、地域の子どもを受け入れている事業所内保育施設の多くが新制度に移行することが可能ではないか。
- <u>▶認可基準については、3名単位としていることが多く(0歳児3:1 1・2歳児6:1)、利用定員・地域枠の設定が比較的しやすいのではないか。</u>

[留意点]

- ▶地域枠を設けていない事業所内保育施設からの移行について、どう考えるか。
- ▶利用定員が5名以下の小規模事業について、どう考えるか。(地域枠について、最低2名以上等を求めるか)

【対応方針(案)(続き)】

例3:地域枠を利用定員の1/2以上とする。

[考え方]

- ▶地域における保育の受け皿として最も機能することが期待されるのではないか。
- ▶現行、地域の子どもを受け入れている事業所内保育施設のうち6割程度が新制度に移行することが可能ではないか。

[留意点]

<u>▶地域枠の最低ラインが5割となることで、事業所内保育としての本来の位置付けとの関係、地域枠を設けていない事業所内保育</u> 育施設からの移行との関係について、どう考えるか。

②居宅訪問型保育事業の位置付け

- →居宅訪問型保育事業については、1:1対応が基本となる事業の特性上、どのような役割を担う事業として想定するか。 〔考えられる役割の例〕
 - 例1)特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応 例2)保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応

く主なご意見>

- •1:1対応が基本となることを踏まえると、利用に当たっては、何らかの理由が必要となるのではないか。その場合、例示以外に、双子や三つ子といった多胎児対応も考えられるのではないか。
- ・同一の保育所に入れない場合、送迎が困難な場合なども考えられると思うが、基準を設けることが困難と思う。また、ファミリー・サポート・センター事業との整理が必要。
- ・育休からの復帰に当たって、保育所に入所するまでの間、居宅訪問型保育や訪問型の一時預かり事業を活用することで、計画的な復帰が可能となるのではないか。
- ・多胎児についても対象としてはどうか。また、ひとり親家庭で出張や泊まり勤務等がある場合への対応も考えられるのではないか。
- 複数の施設に申し込んでも入れない場合など、待機児童になった子どものつなぎ利用としては考えられないか。
- ・例1のように、集団保育では受け入れにくいケースへの対応、救急・医療・福祉関係者など、夜間・深夜帯や休日に勤務するケースへの対応、例2のように緊急時や他に施設等がまったくない山間地等への対応などが考えられないか。
- ・一定の研修など前提条件が必要になるが、例1のケースや産休明け保育等でニーズがあると考える。いったんスタートし、 利用実態や課題を踏まえて修正していけば良いのではないか。

【対応方針(案)】

- ➢居宅訪問型保育事業が担う役割としては、
 - ①特に低年齢時には個人差が大きい障害児や小児慢性疾患に罹患している乳幼児のうち、個別のケアが必要と考えられる場合への対応
 - ②保育所等が撤退する場合に継続利用を確保するための受け皿としての対応
 - ③ひとり親家庭で夜間の宿直勤務がある場合等への対応
 - <u>を基本として、更に検討することとしてはどうか。</u>
- <u>▶また、育児休業から復帰する場合や利用調整の結果、待機児童となった場合などにおいて、保育所等に入所するまでの緊急避難的な繋ぎ利用や離島・へき地等で他に利用できる保育が存在しないとして市町村が認める場合における利用について、どう</u>考えるか。

③居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用について

→労働基準法では、労働時間が6時間を超える場合においては45分以上、8時間を超える場合においては1時間以上の休憩時間を労働時間の途中に与えることが求められているが、基本的に1対1の対応となる居宅訪問型保育者についてどう対応するか。

¦く主なご意見>

- ・労働基準法の適用については、非常にデリケートな問題と思う。雇用の安定という面を考えると個人事業主というより労働 基準法の適用を受ける労働者が担うべきと考えるが、休憩時間については、引き続き、議論が必要ではないか。
- 労働基準法の例外規定の適用対象とすべきではないか。
- 保育者への慣れを含め、休憩時間といって自動的に交代したりするわけにはいかないのではないか。

【対応方針(案)】

➢ご意見を踏まえ、更に検討。

④家庭的保育事業の共同実施について

→これまで、複数の家庭的保育事業の集合体として実施してきたグループ型小規模保育事業については、小規模保育事業C型へと移行していくことを想定しているが、これとは別に、複数の個人事業主である家庭的保育者が共同・共助の形態で事業を実施することについて、どう考えるか。

i<主なご意見>

・グループ型小規模保育については、複数の個人事業主である家庭的保育者が共同して保育を提供している事例もある。 こうしたケースもすべて小規模保育事業(C型)に移行するのか、共助型として実施可能なのか、関心が高い。子どもの数で線引きをするのが一番分かりやすいのではないか。

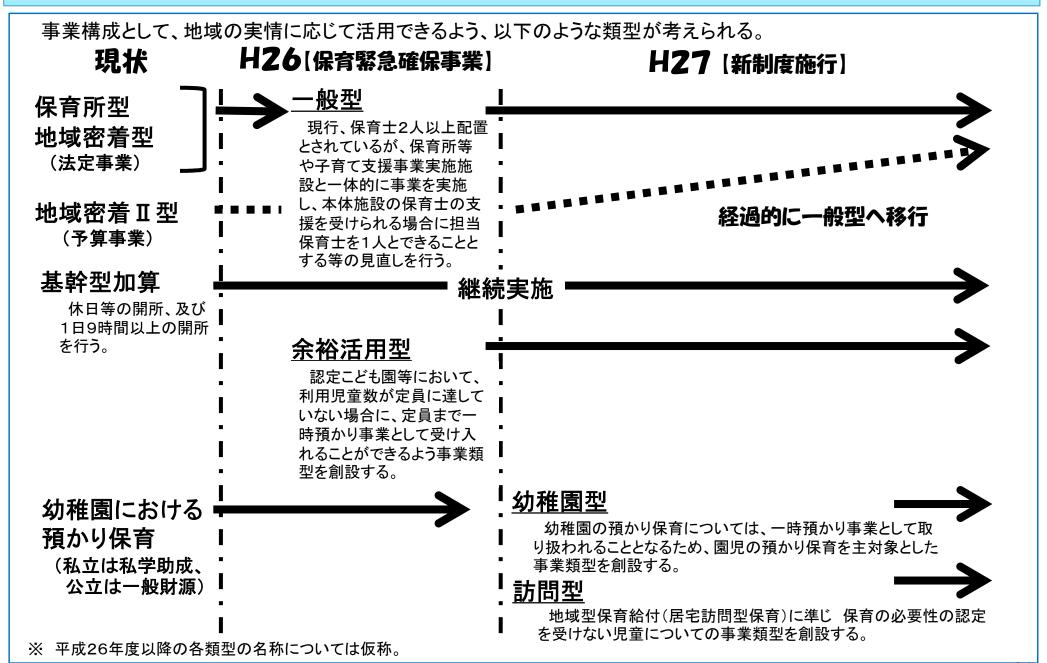
【対応方針(案)】

<u>▶ご意見を踏まえ、更に検討。</u>

平成25年10月18日 第6回子ども・子育て会議基準検討部会資料より

⑤一時預かり事業について

事業構成について



各事業類型の基準について

(1)一般型

平成24年度において約8割の施設が1日平均利用児童数が3名未満であり、大部分が小規模な事業実施施設となっている。また、各自治体、事業者から保育士2名配置が困難との指摘が多いことから、現行の実施基準の見直しを行い、事業の普及を図る。

※(3)の幼稚園型と合わせて行う園児以外の子どもの預かりは、幼稚園型により対応することを想定。

〇人員配置基準

<論点>

論点①:安全性の観点から保育士の数は2人を下回ることはできないこととするが、保育所等や子育て支援事業実施施設と一体的に事業を実施し、本体施設の保育士の支援を受けられる場合には、担当職員を保育士1人とすることができるようにしてはどうか。

論点②:地域密着Ⅱ型は一般型へ移行する形としてはどうか。

現行制度	見直し(案)
児童:保育士	児童:保育士
O歳児 3:1	O歳児 3:1
1•2歳児 6:1	1•2歳児 6:1
3歳児 20:1	3歳児 20:1
4歳以上児 30:1	4歳以上児 30:1
※当該保育士の数は2人を下回ることはできない。	※当該保育士の数は2人を下回ることはできない。ただし、保育 所等や子育て支援事業実施施設と一体的に事業を実施し、本体
※地域密着Ⅱ型については、保育について経験豊富な保育士1 人以上、市町村が実施する研修を受講・修了した者1人以上。	施設の保育士の支援を受けられる場合には、当該事業の担当 職員を保育士1人とすることができることとする。 ^①

※ 地域密着Ⅱ型については一般型へ統合することとするが、保育士の資格取得を前提に、経過措置として当分の間は引き続き市町村が実施する研修を受講・修了した者によっても事業実施を可能とする。② 。。

〇実施場所

<論点>

設備基準を満たしていれば、実施場所は問わないこととしてはどうか。

現行制度	見直し(案)
保育所型 保育所・地域密着型、地域密着 II 型 地域子育て支援拠点や駅周辺等利便性の高い場所など	適切に事業実施ができる施設

〇設備基準

<論点>

設備基準については、現行制度と同様としてはどうか。

現行制度	見直し(案)
 ・2歳未満児 乳児室 1.65㎡/人 ほふく室 3.3㎡/人 ・2歳以上児 保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 等の設置。 	同左
・乳児室等を2階以上に設ける建物においては、屋外階段 等の設置。	

〇保育の内容

<論点>

保育の内容については、現行制度と同様としてはどうか。

現行制度	見直し(案)
養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、保育所 保育指針に準じて実施。	同左

〇補助単価

<論点>

- 論点①:現行制度と同様、年間延べ利用児童数に応じた補助とし、補助額は公定価格を参考に検討してはどうか。 また、その際に最低ラインの補助額について、非常勤職員1人は最低限雇用できるような単価設定としてはど うか。
- 論点②:現行、年間延べ利用児童数が25人未満の施設については補助対象外としているが、事業の普及のため、撤廃してはどうか。

現行制度	見直し(案)
年間延べ利用児童数により補助(公費ベース)	
25人以上300人未満 ····· 530千円	
300人以上900人未満 •••• 1,580千円	
900人以上1,500人未満 •••• 2,840千円	
1,500人以上2,100人未満 ••• 4,100千円	具体的な補助体系については、今後検討
2,100人以上2,700人未満 ••• 5,360千円	
2,700人以上3,300人未満 ••• 6,620千円	
3,300人以上3,900人未満 ••• 7,880千円	
3,900人以上 · · · · · 9,140千円	

(3)幼稚園型

現在、幼稚園では通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請等に応じて、希望する者を対象に預かり保育が行われている。預かり保育に対しては私学助成等により財政支援が行われているが、幼稚園が認定こども園に移行して保育認定を受けた子どもを受け入れ、施設型給付を受けることとなるものを除き、新制度では一時預かり事業として取り扱われることとなる。このため、現行の預かり保育の実態も踏まえ、私学助成等からの円滑な移行ができるよう、幼稚園・認定こども園と一体的に園児(教育標準時間認定の子ども)を主な対象として事業を実施することを前提とした新たな事業類型を創設する。

なお、保育に欠ける児童を対象とした長時間預かり保育を実施している場合には、待機児童解消加速化プランにおいて、平成25年度より安心こども基金により補助を実施している。

※ 共働き家庭等の子どもが認定こども園に移行していない幼稚園を利用する場合についての手続、給付等の具体 的な在り方については、別途整理。

〇人員配置基準

<論点>

論点①:保育従事者の資格要件については、保育士又は幼稚園教諭(3歳以上児に限る。)としてはどうか。

論点②:安全性の観点から保育従事者の数は2人を下回ることはできないこととするが、幼稚園・認定こども園と一体的に事業を実施するため、施設職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合には、担当職員を保育従事者1人とすることができるようにしてはどうか。その場合にも、教育活動に支障がないことが前提となるよう留意が必要。

論点③:配置基準については、一般型と同様としてはどうか。

論点④: 当該幼稚園・認定こども園の園児以外の子どもについては、終日の職員配置を前提に、別単価を設定しては どうか。

論点⑤: 園児以外の子どもの受け入れについては、各市町村又は施設において選択することとしてはどうか。

現行制度(私学助成)	見直し(案)
(国から都道府県に対する私学助成の補助要件) 特になし ※担当者数に応じた加算あり	児童:保育従事者 ^① O歳児 3:1 ^③ 1・2歳児 6:1 ^③ 3歳児 20:1 ^③ 4歳以上児 30:1 ^③ ※当該保育従事者の数は2人を下回ることはできない。ただし、幼稚園・認定こども園と一体的に事業を実施するため、施設職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合には、当該事業の担当職員を保育従事者1人とすることができることとする。 ^②

〇設備基準

<論点>

設備基準については、一般型と同様としてはどうか。ただし、幼稚園設置基準においては、屋外階段、避難設備、転落事故防止設備等を必置としていないため検討が必要。

現行制度(幼稚園設置基準)	見直し(案)
保育室・遊戯室(兼用可) 1学級180㎡、2学級320㎡ 職員室・保健室(兼用可) 便所 飲料水用設備 手洗用設備 運動場 等の設置。 ・保育室等を2階に置く場合は、園舎は耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を設置。	保育室又は遊戯室 1.98㎡/人等の設置。 ・保育室等を2階以上に設ける建物においては、屋外階段等の設置。 ※一時預かり事業を実施する居室は、通常の教育時間終了後等の保育室又は遊戯室で可とする。

〇保育の内容

<論点>

幼稚園教育要領を基本としてはどうか。また、O~2歳児(園児以外の子ども)を預かる場合には、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に基づくこととしてはどうか。

現行制度(幼稚園教育要領における取扱い)	見直し(案)
学校教育法第22条及び第23条並びに幼稚園教育要領第	幼稚園教育要領(認定こども園の場合は、幼保連携型認定こども園保育要領(仮称))を基本として実施。
1章第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施。	0~2歳児を預かる場合には、保育所保育指針又は幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)を基本として実施。

〇補助単価

<論点>

- 論点①:域外利用が一般的である実態を踏まえ、施設型給付と同様、利用児童1人1日当たり単価としてはどうか(補助額の上限・下限について設定する必要があるのではないか。また、利用者負担についても現在の水準を踏まえた配慮が必要ではないか。)また、園児以外の子どもについては、終日の職員配置を前提に、別単価を設定してはどうか。
- 論点②:長期休業日や土日祝日、長時間の預かり保育を実施している園については、加算等を設定するか。なお、加算等の設定に当たっては施設型給付との重複に留意が必要。

現行制度(私学助成)	見直し(案)
国から都道府県に対する私学助成の補助単価 (国庫補助ベース) ※平日実施	
〇基礎単価(開園日の半分以上の日数、2時間以上) 60万円	
〇加算単価 (5時間以上6時間未満) 10万円 (6時間以上7時間未満) 20万円 (7時間以上) 30万円	
·1日平均担当者2名 (5時間未満) 25万円 (5時間以上6時間未満) 40万円	具体的な補助体系については、今後検討
(6時間以上7時間未満) 55万円 (7時間以上) 70万円	
·1日平均担当者3名以上 (5時間未満) 50万円 (5時間以上6時間未満) 70万円 (6時間以上7時間未満) 90万円	
(7時間以上) 110万円 等	

〇実施方法

幼稚園型については、特に市町村を越えた利用が想定されることから、事業実施に係る費用等について市町村間において調整が必要となる。より効率的な事業とするため、実施形態としては下記が考えられる。

案1:利用者の居住市町村がそれぞれ、域内・域外の施設に委託等して実施する形

案2:施設所在市町村と利用者の居住市町村が費用負担を調整して、施設所在市町村が実施する形

市町村事業として住民のニーズに応えて実施するものであり、特に幼稚園については域外利用が多いことから、施設型給付と同様、案1を基本とする。ただし、施設所在市町村外の住民の利用が実態として少ないなど各利用者の居住市町村が域外の利用施設に対してそれぞれに公費負担を直接行うよりも、施設所在市町村が単独で事業主体となることが簡便で、施設所在市町村外の住民の利用につき関係市町村間で調整がつく場合においては、案2とすることも可能としてはどうか。

(4)余裕活用型

認定こども園、保育所、小規模保育等において、年度当初など利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れることができるよう新たな類型を創設し、柔軟な事業実施を可能とすることにより、事業者の参入促進等を図る。

〇実施基準

本体施設での実施事業と含め一体的に見た場合に、一般型の基準を満たすこととする。(職員の兼務も可)

〇補助単価

職員の兼務を可能とすることから、他事業と補助の重複が生じないよう児童1人当たり単価とする。

(5)訪問型

地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、保育の必要性の認定を受けない児童についての訪問事業を創設することにより、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させる。

く実施基準>

地域型保育給付の居宅訪問型保育の実施基準に準じ、当該事業についても検討する。

<論点>

論点①:他の類型と比較すると事業費が高額となることから、別類型を利用できるにもかかわらず訪問型を利用する場合には、利用者負担で差を設ける、又は利用回数の制限等をしてはどうか。

論点②:日々の利用が見込まれる事業ではないため、担当職員の兼務等、柔軟な取扱いができることとしてはどうか。

論点③:障害児を担当する場合には、職員に一定の研修受講を必須としてはどうか。

平成25年9月13日 第6回子ども・子育て会議資料より

⑥保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定に係る「事由」について(全体像) (これまでの御議論を踏まえた整理案)

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令27条・再掲)

- 〇以下の<u>いずれかの事由に該当</u>し、<u>かつ</u>、<u>同居の親族そ</u> <u>の他の者が当該児童を保育することができないと認められること</u>
- ①昼間労働することを常態としていること(就労)
- ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること(災害復旧)
- ⑥前各号に類する状態にあること。(その他)

新制度における「保育の必要性」の事由(案)

- 〇以下の<u>いずれかの事由に該当すること</u>
 - ※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能
- ①就労
- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く)
- ・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ・第1子の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- 6 求職活動
- ・起業準備を含む
- ⑦就学
- ・職業訓練校等における職業訓練を含む
- <u>⑧虐待やDVのおそれがあること</u>
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて 継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定について(これまでの議論を踏まえたイメージ)

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 <u>虐待やDVのおそれがあること</u>
- 9 <u>育児休業取得時に、既に保育</u> <u>を利用していること</u>
- 10 その他市町村が定める事由

②区分(保育必要量)



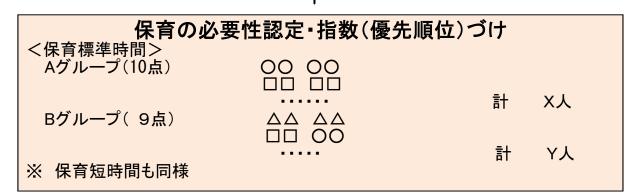
- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

1 7

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性 が高い場合

③優先利用

- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社 会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育 所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由





利用調整(選考)のイメージ①

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

①施設•事業所

- 1 A保育園(保育所)
- 2 B保育園(保育所)
- 3 C認定こども園(認定こども園)
- 4 D保育室(小規模保育)
- 5 Eキッズルーム(小規模保育)
- 6 F家庭的保育室(家庭的保育)

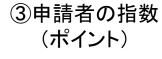
:

②希望順位

第1希望 A保育園

第2希望 C認定こども園

第3希望 D保育室





各施設・事業所の入所順位

<保育標準時間> A保育園

〇〇 〇〇(第1希望)10点

□□ □□(第1希望)10点 ◇◇ ◇◇(第1希望) 9点

△△ △△(第2希望) 9点

•

C認定こども園

△△ ○○(第1希望)10点 □□ ○○(第2希望)10点

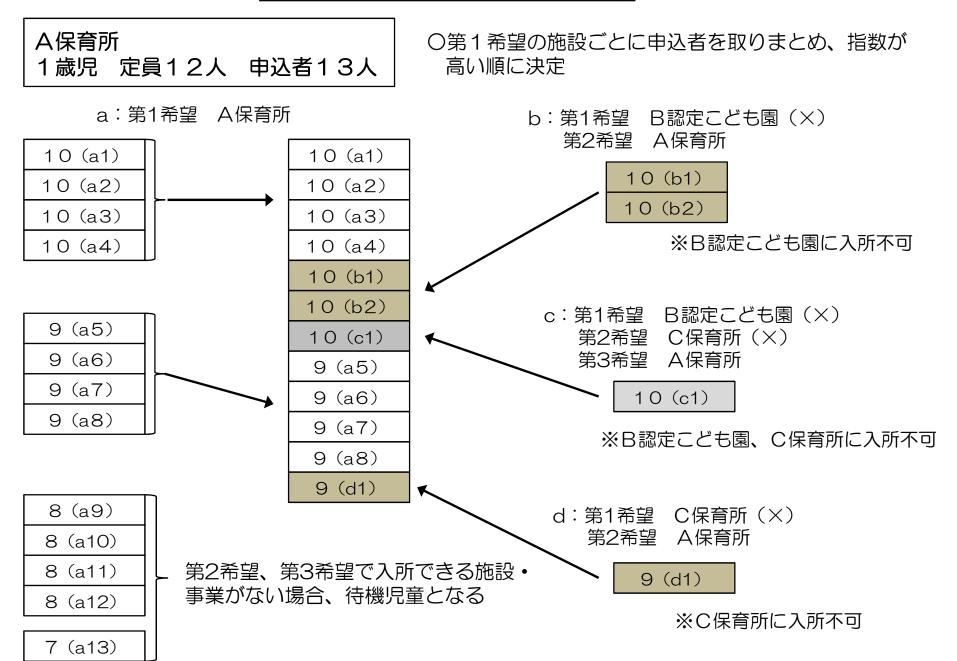
▲▲ ◇◇(第1希望) 9点

:

※ 保育短時間も同様



利用調整(選考)のイメージ②



平成25年10月18日 第6回子ども・子育て会議基準検討部会資料より

⑦確認行為について

運営基準の主な検討項目等について

- (1)運営基準に規定することを検討する事項について
- 運営基準に規定する内容については、例えば、以下のような事項が考えられる。

分類	主な検討事項(案)
利用開始に伴う基準	・内容・手続きの説明、同意、契約・応諾義務(正当な理由のない提供拒否の禁止)・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考・支給認定証の確認、支給認定申請の援助
教育・保育の提供に伴う基準	 ・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) ・連携施設との連携(地域型保育事業のみ) ・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む) ・利用者に関する市町村への通知(不正受給の防止) ・特別利用保育・特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
管理・運営等に関する基準	 ・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた運営規程の策定、掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・非常災害対策、衛生管理 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価) ・苦情処理 ・会計処理(会計処理基準、区分経理、使途制限等) ・記録の整備
撤退時の基準	・確認の辞退・定員減少における対応(利用者の継続利用のための便宜提供等)

(2)主な検討項目・論点

- ①利用開始に伴う基準
 - i)提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約
 - 事前説明を要する重要事項の範囲、内容、方法(文書交付など)、契約様式に関する考え方など、実務面に おける対応について検討が必要
 - ※ 介護保険等では、契約に関しては社会福祉法に基づき書面による契約が求められている。
 - ※ 保育の利用に係る契約においては、通常保育の利用日・利用時間帯の明示等が必要

【検討の視点】

- ・事前説明を要する事項としては、例えば、運営規程(後述)において定めることを求める内容などが考えられるか。 特に、施設・事業の選択に資すると思われる、教育・保育の目的・内容(開所日・時間)、職員体制、実費徴収・上乗せ 徴収、苦情処理体制などについて、事前に説明することが考えられるか(各内容に係る検討と併せて検討)。
- ・事前説明の方法については、パンフレット、説明書などの文書の交付とともに丁寧に説明することを基本とするか。その際、保護者の申出に対応して、文書の交付に代えて電子ファイル等を提供することも考えられるか。
- ・教育・保育の利用に当たっては、公立保育所、認定こども園、公私立幼稚園、地域型保育事業については、施設・事業者との契約、私立保育所については市町村との契約になることを踏まえ、求める手続き等について、検討していくことが必要。

ii)応諾義務

- 利用の申し込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないとされているが、「正当な理由」の範囲、内容(滞納、保護者とのトラブルなど)について、どう考えるか。
 - ※ 応諾義務と関連して、児童福祉法に基づく措置制度の運用方法についても検討が必要

く主なご意見>

- ・正当な理由について、明示しておく必要があるのではないか。保育料を滞納した場合の取扱いは、認定こども園制 度における対応の検証を踏まえて、新制度のあり方について検討すべきではないか。
- ・障害児の対応に関して何らかの方針を打ち出すべきではないか。
- ・特別な事情がある場合として、障害児福祉分野との連携を含め、施設・事業の受け入れ能力、体制がない場合の整理をすべきではないか。

【検討の視点】

- ・正当な理由については、①定員に空きがない場合、②定員を上回る利用の申込みがあった場合(選考が必要)、③ その他特別な事情がある場合などが考えられるか。
- ・このうち、③については、特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業の受け入れ能力・体制との関係、利用者による利用者負担の滞納との関係、設置者・事業者による通園標準区域の設定との関係、保護者とのトラブルの関係などについて、慎重に整理をしていく必要があるのではないか。その際には、情報公表、代行徴収制度の有無や措置制度の運用(児童福祉法)との関係、直接契約と委託の違い等についても留意する必要があるのではないか。

iii) 定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考

○ 定員を上回る利用の申込みがあった場合については、国が定める選考基準に基づき選考を行うこととなるが、選考 方法について、あらかじめ明示しておくことを求める。

く主なご意見>

・特別な支援が必要な子どもを受け入れる体制が整っている場合には、確実・優先的な選考が必要ではないか。身体的なハンデをもつ子どもや経済的ハンデがあっても、同じように教育・保育が受けられる観点が必要。

【検討の視点】

- ・教育標準時間認定を受けた子どもの場合、①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの 方法が考えられるか。
- ・特別な支援が必要な子どもの体制が整っている施設の場合、特別な支援が必要な子どもを優先的に選考することと するか。
- ・保育認定を受けた子どもの場合は、市町村が利用調整することとなる点に留意が必要。<u>(優先利用に係る取扱いの</u>中で整理)
- iv)支給認定証の確認、支給認定申請の援助

【検討の視点】

- ・受給資格を確認するため、施設・事業の利用開始に当たって、支給認定証の確認(利用期間等)を行うことを基本とするか。
- ・支給認定申請の援助については、介護保険制度などを踏まえ、利用開始時にまだ支給認定を受けていない場合、速やかに申請がなされるよう援助をすることなどが考えられるか(申請時から支給認定決定日までの間は特例給付の対象とすることが可能)

②教育・保育の提供に伴う基準

i)幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供

【検討の視点】

- ・幼稚園は幼稚園教育要領、保育所は保育所保育指針、幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)に基づき(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は幼保連携型認定こども園保育要領の内容も踏まえる)、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供しなくてはならないことを基本とするか。
- ・地域型保育事業は保育所保育指針に準じて、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に保育を提供しなくてはならないことを基本とするか。

く主なご意見>

- ・地域型保育事業も、細部の検討は必要であるが、保育所保育指針に準じた保育の保障をしていくべき。
- ii)子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む)

【検討の視点】

- 現行の保育所における基準を踏まえ、以下のような事項が考えられるか。
- 例)入所者の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。
 - 職員は、入所者に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
 - 懲戒に関し入所者の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限濫用をしてはならない。
- iii)連携施設との連携(地域型保育事業のみ)
- ※ 詳細については、地域型保育事業の認可基準と並行して検討。

【検討の視点】

- ・地域型保育事業を行う事業者に対し、①保育内容に関する支援、②卒園後の受け皿、の観点から、連携施設の設定を求めるとともに、連携内容等を明確にするよう努めることを求めていくか。
- ・特に、連携施設の関係において、経費が必要となったり、利用枠の設定などの形で確実な履行が担保されるべき
- ①保育内容の支援として、連携施設から給食の外部搬入を行う場合及び合同で嘱託医の健診を受ける場合
- ②卒園後の受け皿として、連携施設に小規模保育からの優先的な利用枠を設ける場合
- は、協定書等(契約書、覚書等)の締結を求め、どの施設と連携関係にあるのか明示していくことを求めてはどうか。 (それ以外の場合であっても、明示することは可能)
- ・教育・保育施設について、連携の求めがあった場合、市町村の調整に協力するよう努めることとするか。

iv)上乗せ徴収等の取扱い

- 施設・事業者は、法に定める利用者負担を受領するものとすることを求め、その上で、それ以外に実費徴収・実費 徴収以外の上乗せ徴収をすることができる旨を定めることを基本とするか。(公定価格に係る検討と並行して検討することとするか)
- 実費徴収に限度を設けるかどうか。
 - ※ 実費徴収に係る補足給付を行う事業との整合性が必要。
- 実費徴収、実費以外の上乗せ徴収を行う場合、あらかじめ額や理由を明示することを求める。
 - ※ 公立施設・社会福祉法人立施設による上乗せ徴収の取扱いについても検討が必要。

く主なご意見>

- ・経営実態調査等の結果を踏まえた検討が必要であると思うが、法人によって取扱いが異ならないようにした方が良いと考える。
- ・実費徴収、上乗せ徴収によって、低所得者があきらめないようフォローする状況を作っていけないか。
- ・実費徴収、上乗せ徴収について、私立学校の独自性を尊重する観点から柔軟なものにしていただきたい。
- ・上乗せ徴収については低所得者等への留意が必要。
- ・給付との関係で整理していくべきではないか。また、理由の明示は必要。

<参考>制度改正検討時点での整理(平成24年3月2日少子化社会対策会議決定:抄)

⑤ 上乗せ徴収

ア実費徴収

- 国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいこと等から、こども園給付(仮称)の対象とすることが困難な費用(特別な教材費、制服代など)について、実費徴収を認める。
- 国において、実費徴収の実態(各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額)を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。
- 低所得者に対しては、公費による補足給付を行うこととし、市町村において、国が定める実費徴収に関する基準、地域における実態を踏まえつつ、必要な給付を行う事業とする。

イ実費徴収以外の上乗せ徴収

- 次の要件を満たす施設については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。
- i)国が定める基準に基づく学校教育・保育であること
- ii) 低所得者については、当該徴収を免除すること
- iii)指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること
- ※ 当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。
- なお、国が定める基準に基づく学校教育・保育以外の活動(教育課程終了後に行う体操教室など)については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。 103

- v)特別利用保育·特別利用教育の提供(定員外利用の取扱い)
- 〇 特別利用保育・特別利用教育・特別利用地域型保育を提供する場合の職員配置、設備、教育・保育の内容等をどうするか。

【検討の視点】

- ・当該施設・事業で定員を設定している認定区分の子どもと同じ認可基準等によることを基本とすることでどうか。※特例施設型給付の取扱いと合わせて検討が必要。
- ③管理・運営等に関する基準
 - i)運営規程の策定
 - 運営規程において定めるべき重要事項(例:施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等)について、どういったものを求めていくか。

【検討の視点】

・施設法(学則、運営の方法)との関係に留意しつつ、介護保険制度等を参考にしながら、運営規程において定めるべき事項を検討していくこととするか(情報公表とも関連)。

<参考・運営規程と学則>

運営規程	学則
指定介護老人福祉施設設備運営基準23条	学校教育法施行規則4条
①施設の目的及び運営の方針	①修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
②従業者の職種、員数及び職務の内容	②部科及び課程の組織に関する事項
③入所定員	③教育課程及び授業日時数に関する事項
④入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用 料その他の費用の額	④学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
⑤施設の利用に当たっての留意事項	⑤収容定員及び職員組織に関する事項
⑥非常災害対策	⑥入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
⑦その他施設の運営に関する重要事項	⑦授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項
	⑧賞罰に関する事項
	⑨寄宿舎に関する事項

ii)個人情報管理(秘密保持)

○ 支給認定に当たって決定される利用者負担額(=保護者の所得)、優先利用(ひとり親家庭、障害の有無など)など、施設・事業者が知り得る情報※であって、個人のプライバシーに関わる情報に関する配慮について検討が必要。 ※支給認定証の記載事項については、保育の必要性の認定と並行して検討

【検討の視点】

- ・支給認定証の記載事項はもとより、非記載事項についても、配慮が必要ではないか。
- ・現に教育・保育に従事している職員に加えて、職員が退職後も正当な理由なく業務上知り得た情報を漏らすことがないようにする必要があるか。
- ・一方、地域型保育事業から教育・保育施設への接続や小学校との接続など、情報提供が必要と思われる場合に対応するため、あらかじめ保護者に周知・説明し、同意を得ておくこととするか。

iii)非常災害対策、衛生管理等

- 施設・事業については、非常災害に係る計画、関係機関への通報、連携体制等を整備することを求めるか。
- また、施設・設備の衛生管理に努めるとともに、感染症のまん延防止のための措置を講ずることを求めるか。

| く主なご意見>

・衛生管理についても追加すべきではないか。(吉田委員)

iv)事故発生の防止、発生時の対応

○ 事故発生時の事故内容、対応についての報告、記録、賠償等について、どう考えるか。

く主なご意見>

・重大な事故が発生した場合、詳細な報告を求め、利用者が見られる形にすることが必要ではないか。

【検討の視点】

- 事故が発生した場合、保護者(家族)、市町村に対する速やかな報告を求めることが必要ではないか。
- ・その際、事故発生時の状況、処置等に関する記録をとること、その後、施設・事業内において、事故再発防止のため の改善策の検討などを行うことが必要ではないか。
- ・情報の公表について、確認施設・事業に係る都道府県による情報公表制度における公表内容の整理と併せ、その在り方を検討すべきではないか。
- ・また、今後、当該施設のみならず、他の施設・事業においても類似の事故発生防止に資するよう、事故の情報の<u>集</u>約、分析、周知のあり方について、検討していくことが必要ではないか。

105

v)評価

- 〇 教育·保育の質に関する①自己評価、②学校関係者(保護者)評価、③第三者評価のあり方等について、検討が必要。
 - ※ 認定こども園法、学校教育法、社会福祉法といった施設法・事業法との関係に留意
 - ※ その際、特に第三者評価の受審に当たって必要となる費用に関するコスト評価については、給付との関係に留意が必要。

く主なご意見>

- ・子どもの観点からの自己評価はもとより、長期的には第三者評価をいれることで、質の向上を促していくことが重要ではないか。
- ・自己評価を求めるとともに、第三者評価も努力義務という形で質の向上に努める仕組みが必要。
- ・教育・保育の質の向上の観点からの評価が必要。
- ・すべての施設・事業に求めていくべきと考えるが、規模の小さい地域型保育事業については、体制整備が必要ではないか。

【検討の視点】

- 自己評価については、すべての教育・保育施設、地域型保育事業者に対して求める方向とするか。
- ・その上で、学校関係者(保護者等)評価、第三者評価について、受審に努めることとしていくか(公定価格におけるコスト評価とともに検討)。

vi)苦情処理

【検討の視点】

・入所者、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置等、必要な措置を講じることと するか。

vii)会計の区分

○ 会計処理方法について、ア)法人種別ごとの会計処理、イ)区分経理、ウ)使途制限等の取扱いについて、検討が必要。

く主なご意見>

- 財務諸表の公開、事業ごとの区分経理が前提であると考えるが、他事業への繰入については制限すべき。
- 運営主体であるすべての法人の財務諸表は公表すべき。
- ・公費を投入することから、収益事業への繰入を制限するなど、会計区分をしっかり設けるべき。
- ・監査法人による会計監査が必要ではないか。
- ・各主体に課せられているルールの整合性を図る必要があるのではないか。

【検討の視点】

- ・施設型給付、地域型保育給付の創設を受けて、法人種別ごとの会計処理を求めることを基本とするか。
- ・公費の透明性確保の観点から、施設・事業ごとの区分経理を求めることとするか。その上で、財務諸表の公表を求めることとするか。
- ・区分経理と情報公表を前提とした上で、給付費と委託費との区分けと使途制限の関係について、どのように考えるか。
- ・会計に係る指導監督のあり方について、現行制度における対応等を踏まえ、検討していく必要があるのではないか。

4 撤退時のルール

○ 給付の対象施設・事業であることの辞退(確認の辞退)や利用定員の減少については、3ヶ月以上の予告期間を設けることとされている。その際、施設設置者・事業者は、現に利用している子ども・保護者に対して、継続して教育・保育が提供されるよう他の施設との連絡調整その他の便宜の提供をおこなわなければならないとされているが、この取扱いについて、どう考えるか。

く主なご意見>

- ・3ヶ月以上の予告期間を取っている場合であっても、修了・卒園間近の子どもに対して、修了・卒園するまでの間、 継続して教育・保育を提供するよう、行政指導等で対応することが必要ではないか。
- 各主体に課せられているルールの整合性を図る必要があるのではないか。

【検討の視点】

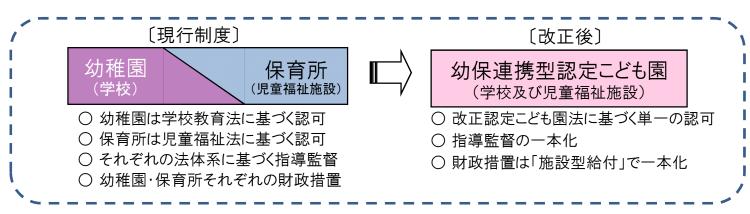
・給付の対象施設・事業が撤退し、当該施設・事業を現に利用している子ども・保護者に対して継続して教育・保育が 提供されるよう、協力する施設・事業については、利用定員の弾力化に当たって配慮が必要ではないか。

Ⅲ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例について

保育士養成課程等検討会の取りまとめ報告 〜幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例について〜

1. 幼保連携型認定こども園と保育教諭

○ 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設。



- 新たな「幼保連携型認定こども園」は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であるため、その職員である「保育教諭」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の 免許・資格を有していることを原則としている。
- 一方、幼稚園·保育所で働く幼稚園教諭·保育士のうち1/4程度は、いずれかの免許·資格で勤務している。

新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法では、 施行後5年間は、「幼稚園教諭免許状」または「保育士資格」のいずれかを有していれば、 「保育教諭」となることができるとする経過措置を設けている。

2. 免許・資格の併有促進と検討会の設置

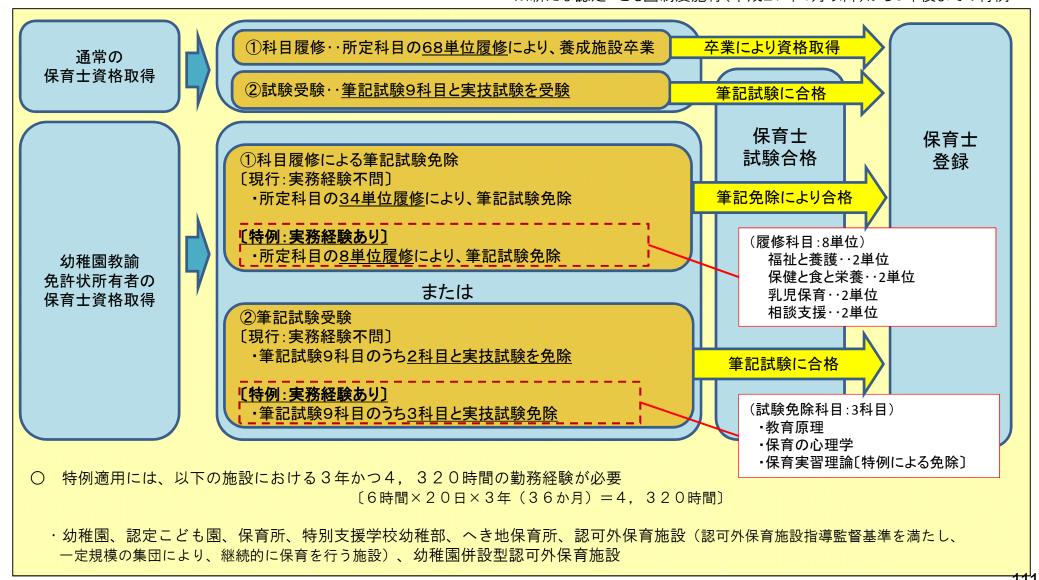
- <u>経過措置期間中に、保育所または幼稚園における勤務経験を評価</u>することにより、<u>もう一方の</u> <u>免許・資格取得に必要な単位数等を軽減する特例</u>を設け、免許・資格の併有を促進する。
 - ① 保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減 (※整備法により教育職員免許法について、所要の改正が行われた。)
 - ② 幼稚園教員としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減
- 文部科学省、厚生労働省のそれぞれの有識者会議において、専門的な見地から検討。
 - ・ 文部科学省: 「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会 議」(無藤 隆主査)
 - · 厚生労働省:「保育士養成課程等検討会」(汐見 稔幸座長)

保育士資格取得の特例について

○ 幼稚園教諭免許·保育士資格の併有を促進するために、実務経験を有する幼稚園教諭の保育士資格取得につ いて、履修科目・試験科目を緩和する特例を設ける。

※保育所で働く保育士の75%が幼稚園教諭免許を併有

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年後までの特例



これまでの経緯及び今後の予定

- ○平成25年3月28日 保育士養成課程等検討会(第10回)において、検討結果をとりまとめ
- ○平成25年5月20日 社会保障審議会児童部会において、検討結果を報告
- ○平成25年8月8日
 - ・ 保育士試験実施通知の改正・施行、各自治体に対して周知
- 〇以下を順次実施中
 - ・ 各都道府県において保育士試験実施規定の改正
 - · 各大学等の指定保育士養成施設に対して、今回の特例に対応した講座の開設
 - ・ 特例対象者に対する特例制度の広報・周知
- 平成27年4月 新たな幼保連携型認定こども園制度施行(予定)

(参考)

幼稚園教諭免許状を有する者(実務経験不問)の 保育士資格取得に必要な履修科目

保育士資格取得特例(実務経験を有する幼稚園教諭) の保育士資格取得に必要な履修科目

休月工具恰以付1〜必安は復修付日			の休月工員恰取付に必安な腹修科日			
①試験科目	② ①の受験免除 に必要な履修科目	履修形態 単位数	<特例による履修形態・単位数>			
社会福祉	社会福祉	講義・2	履修			
	相談援助	演習・1				
社会的養護	社会的養護	講義・2	覆修 福祉と養護(講義・2単位)			
	社会的養護内容	演習・1				
児童家庭福祉	児童家庭福祉	講義・2	履修			
	家庭支援論	講義・2	履修 相談支援(講義・2単位)			
子どもの保健	子どもの保健 I	講義・4	履修			
	子どもの保健Ⅱ	演習・1				
子どもの食と栄養	子どもの食と栄養	演習・2	履修 保健と食と栄養(講義・2単位)			
保育原理	保育原理	講義・2				
	乳児保育	演習・2	履修 乳児保育(演習・2単位)			
	保育相談支援	演習・1	履修 :			
	障害児保育	演習・2	①通学課程による履修例 ・通学による履修(約19日)			
保育実習理論	保育内容総論	演習·1	_			
	保育内容演習	演習・5				
	保育の表現技術	演習・4	<u> </u>			
合計単位数		34単位 🗖	8 単位			

※幼稚園教諭免許状を有しない場合は、68単位の履修が必要

(参考)幼稚園免許状取得の特例について

〔目的〕

○ <u>保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和する</u>ことにより、<u>幼稚園免許・保育士資格の併有を促進</u>し、「幼保連携型認定こども 園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況: 76%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から5年間の特例

※保育士資格の特例については厚生労働省において検討

【通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合】

字位 (短期大学士/学士/修士) +

大学等における単位の修得 (39単位/+20単位/+24単位)



普通免許状 (二種/一種/専修)

【今回の特例措置】(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)

保育十資格

+

保育士としての勤務経験

+

+

大学等における単位の修得



普通免許状 (二種/一種)※

※学士の学位を有する場合:一種免許状

※短期大学士、専門学校卒の場合:二種 免許状



3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。

<u>認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、へき地保育所、「認可外指導監督基</u> <u>準」を満たす認可外保育施設</u>

[メルクマール]

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①~③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること



8単位

(内訳)

- ・教職の意義及び教員の役割
- ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項
- ・教育課程の意義及び編成の方法
- ・保育内容の指導法、教育の方法及び技術
- ・幼児理解の理論及び方法

2単位

2単位

1単位

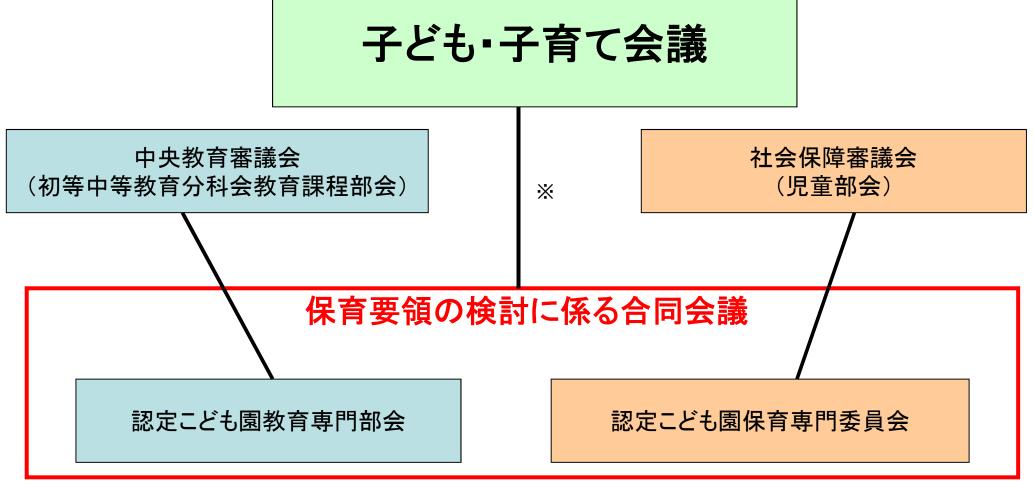
2単位

1単位

(参考)特例による幼稚園教諭免許状授与の所要資格			特例を適用しない 場合の要件		本特例に おける要件
取得可能な免許状の種類			一種 免許状 (大卒)	二種 免許状 (短大卒)	(一種、二種 共通)
教養 科目				8	− (※)
教科に関	引する科目		6	4	_
	教職の意義	教職の意義及び教員の役割			0
	鉄城の息報	教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)	2	2	2
	科目	進路選択に資する各種機会の提供等			<u> </u>
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			_
	教育の基礎 理論に関す る科目	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	6	4	-
≯/- 1 1 −		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項			2(※)
教職に 関する 科目	教育課程 及び指導法 に関する科	教育課程の意義及び編成の方法 保育内容の指導法 教育の方法及び技術(標品機器及び教材の活用を含む)	18	12	12
	目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
	生徒指導、	幼児理解の理論及び方法			1
	教育相談 及び進路指導等に関する科目	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な理解を含む。)の理論及び方法	2 2		-
	教育実習		5 2	5	_
	教職実践演習			2	
教科又は教職に関する科目			10 59	0	
	合計単位数			39	8

^{※「}教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利)が取り扱われるよう留意 115

幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の検討体制



※ 合同会議における検討状況を内閣府の子ども・子育て会議に随時報告する。

幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)の策定に関する合同の検討会議 委員名簿 (中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会認定こども園教育専門部会と 社会保障審議会児童部会認定こども園保育専門委員会の合同の検討会議)

東京大学大学院教育学研究科教授 ◎ 秋 田 喜代美 阿部宏行 北海道教育大学准教授 武蔵野大学客員教授 網野武博 京都教育大学名誉教授 岩田 純一 榎 沢 良 彦 淑徳大学総合福祉学部教授 教育福祉学科長 岡上直子 十文字学園女子大学人間生活学部教授 岡村 官 認定こども園ポプラの木園長 淑徳大学総合福祉学部教授 柏女霊峰 神 長 美津子 國學院大學人間開発学部教授 群馬県教育委員会義務教育課指導主事 上林千秋 聖心女子大学文学部教授 河邊貴子 小奴可保育所所長 吉 川 由基子 鳥取大学地域学部教授 小 枝 達 也 東京家政学院大学現代生活学部准教授 酒 井 治 子 白梅学園大学•白梅学園短期大学学長 汐 見 稔 幸 静岡大学教育学部准教授 志民一成 柴崎正行 大妻女子大学家政学部教授 財団法人田中教育研究所所長 杉原 田中雅道 光明幼稚園長 白梅学園大学名誉教授 民秋 田清美 東京成徳短期大学幼児教育科教授 國學院大學人間開発学部准教授 野本茂夫 帆足英一 世田谷子どもクリニック院長 田まゆみ 東京家政大学家政学部教授 藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長 岡崎女子大学子ども教育学部教授 矢 藤 誠慈郎

新宿区立四谷子ども園長

認定こども園ゆうゆうのもり幼保園長

渡邊郁美渡邊東則

◎…共同座長

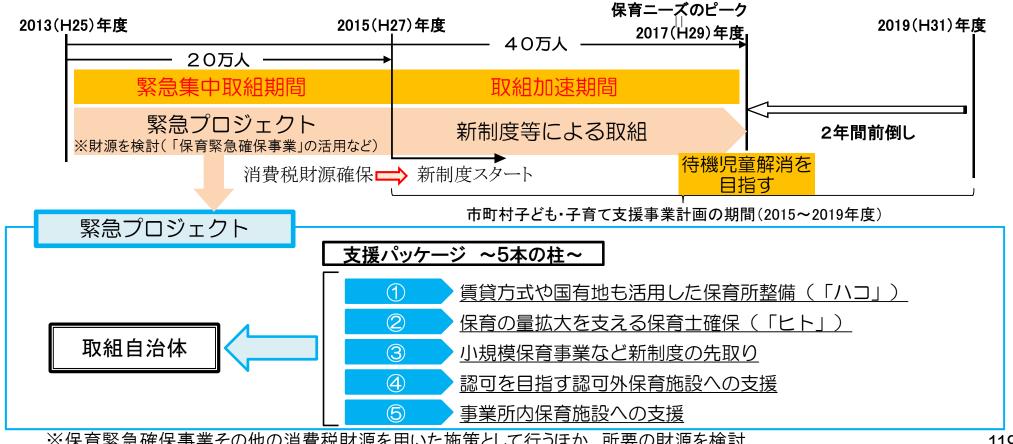
(計28名)

Ⅲ 待機児童解消加速化プランに ついて

待機児童解消加速化プラン

平成25年10月18日改正版

- ◆待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、地方自治体に対し、 できる限りの支援策を講じる。
- ▶足下2年間の「緊急集中取組期間」と、新制度で弾みをつける「取組加速期間」で、待機児童の解消を図る。
 - ▶「緊急集中取組期間」(平成25・26年度)で約20万人分の保育を集中的に整備できるよう、国として万全な支援を用意。 ※地方自治体が更にペースアップする場合にも対応。
 - ▶「取組加速期間」(平成27~29年度)で更に整備を進め、上記と合わせて、潜在的なニーズを含め、 約40万人分の保育の受け皿を確保。
 - ▶ 保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

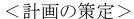


緊急プロジェクト(平成25・26年度)

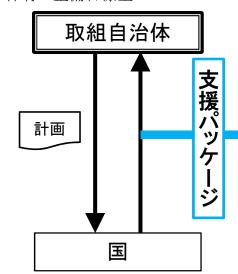
コンセプト

- 意欲のある地方自治体を強力に支援(市町村の手上げ方式)
- 今後2年間でできる限りの保育の量拡大と待機児童解消を図る。
- 参加市町村は、待機児童の減少目標人数、保育の整備目標量を設定。

支援パッケージ ~5本の柱~



- ・待機児童の減少目標人数
- •保育の整備目標量



パッケージによる万全の支援

1 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備(「ハコ」)

- 「≫施設整備費の積み増し。中でも都市部に適した賃貸方式を活用し、 株式会社を含む多様な主体でスピード感をもった施設整備を推進。
- ▶用地の確保が難しい都市部の事情に対応し、国有地等を積極的に活用。
- ▶民有地のマッチング事業を導入(地主と整備事業者の結び付けによる整備促進)。

2 保育の量拡大を支える保育士確保(「ヒト」)

- ≫潜在保育士の復帰を促進し、他業種への移転を防ぐための処遇改善。
- ➤認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援。

③ 小規模保育事業など新制度の先取り

- 「≫小規模保育(運営費、改修費、賃借料等を支援)、幼稚園での長時間預かり保育など、 新制度を先取りして実施(即効性のある受け皿確保)。
- └>利用者支援の先取り実施(保護者と適切な施設・事業の結び付け)。

4 認可を目指す認可外保育施設への支援

→認可保育所に移行する意欲のある認可外保育施設について、改修費、賃借料、 移転費、資格取得費、運営費等を国が支援し、質の確保された認可保育所へ 5年間で計画的に移行できるようにする。

事業所内保育施設への支援

>企業からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子を半数以上」とする助成要件を緩和する。

保育の量的拡大と質の確保

待機児童解消加速化プランの支援パッケージ

○ 潜在二一ズも含めた待機児童の解消を強力に進めるため、潜在二一ズも含めた待機児童の解消に意欲のある 自治体の手上げ方式により、以下の支援策を総合的に実施。(この他、所要の保育所運営費も確保)

~5本の柱~

(注)以下については、現段階で想定しているものであり、今後変更があり得る。

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備【ハコ】

[施設整備費]

〇保育所緊急整備事業

[改修費・賃借料等]

○賃貸物件を活用した保育所整備事業

- (新)〇小規模保育設置促進事業(10月18日付要綱改正で対応)
- (新) 〇幼稚園預かり保育改修事業
 - 〇家庭的保育改修事業

[土地等の確保]

- (新)〇民有地マッチング事業
 - ○国有地、公有地の活用
- 2. 保育の量拡大を支える保育士確保 【ヒト】

[保育士確保施策]

- 〇保育士養成施設新規卒業者の確保
- 〇保育士の就業継続支援
- ○潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所 支援センター」の設置
- (新)〇再就職前研修の実施
- (新)〇職員用宿舎借り上げ支援
 - [保育士の資格取得と継続雇用の支援]
 - ○認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない 保育従事者の保育士資格取得に対する支援
 - 〇保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付

[保育士の処遇改善]

〇保育士の処遇改善

3. 小規模保育事業など新制度の先取り

[小規模保育運営支援事業]

- 新 〇小規模保育事業(利用定員6人以上19人 以下の施設) への 運営費支援(10月18日付要綱改正で対応)
 - 〇グループ型小規模保育事業(複数の保育ママが同一の場で実施)への運営費支援

[長時間預かり保育支援事業]

- 新 〇幼稚園で行う長時間預かり保育への運営費支援 [利用者支援]
- |(新)○利用者支援の強化に向けた専任職員の配置(<u>※</u>)
 - 4. 認可を目指す認可外保育施設への支援 「整備費支援」
- 新 〇改修費、賃借料等(10月18日付要綱改正で対応) 「運営費支援]
- 新 〇一定程度の基準を満たした施設への運営費支援 「移行費支援」
- 新 ○認可化移行可能性調査費
- (新) 〇移転費用、仮設費用等(10月18日付要綱改正で対応)
 - 〇認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない 保育従事者の保育士資格取得に対する支援【再掲】
- 5. 事業所内保育施設への支援
 - 〇助成要件を緩和 (※)(平成26年度予算概算要求中)

(注1)「5. 事業所内保育施設への支援」は労働保険特別会計、その他の事業は安心こども基金により実施。

(注2)※は財源を検討(保育緊急確保事業の活用など)(次頁以降も同様)

待機児童解消加速化プラン事業の具体的内容(補助メニュー)

1. 賃貸方式や国有地も活用した保育所整備 【ハコ】

○賃貸物件の活用等も含め、スピード感をもって都市部の整備を進める。

(1)施設整備等補助関係

[補助概要] 認可保育所の施設整備費や、賃貸物件等を活用した施設の設置に必要な改修費・賃借料等の補助を行う。 ※地方負担に対する適切な配慮(財政力のある団体も含めた国庫補助率の暫定的な嵩上げ等)について検討中。

	事業名	内容	備考		
	保育所緊急整備事業	認可保育所の施設整備費	平成24年度予備費で積み増し (土地借料補助加算の拡充:加算額300万円→2,000万円、 補助率:国2/3(安心こども基金の要綱改正により対応(6月6日付))		
	賃貸物件を活用した保育所整備事業	賃貸物件を活用した保育所等の設置支援	平成24年度予備費で積み増し		
新	小規模保育設置促進事業	小規模保育実施施設の設置支援 3(1)参照	安心こども基金の要綱改正により対応(10月18日付) (補助基準額:A、B型 賃借料4,000万円、改修費等2,000万円 C型 賃借料1保育者当たり96万円、改修費等2,000万円 補助率:国2/3)		
新	幼稚園預かり保育改修事業	幼稚園で行う長時間預かり保育のための 改修等への支援 3(2)参照	安心こども基金の要綱改正により対応(6月6日付) (補助基準額:2,000万円、補助率:国2/3)		
	家庭的保育改修事業	家庭的保育(グループ型含む)への支援	平成24年度補正予算で積み増し		

新 (2)民有地マッチング事業 [安心こども基金の要綱改正により対応(6月6日付)]

[補助概要] 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチング (物件及び事業者の公募、選考、振り分け)を行う事業

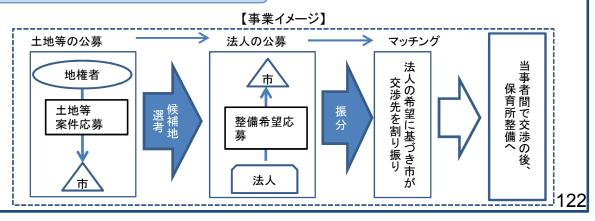
「補助内容」マッチングに必要な経費

(賃金職員雇上費、広報費用、旅費、通信設備導入費等)

[補助対象] 市町村、市町村の委託を受けた者等

[補助額] 都道府県知事が必要と認めた額

[補助率] 定額



2. 保育の量拡大を支える保育士確保【ヒト】

○潜在保育士の復帰、保育士の処遇改善、認可外保育施設で働く無資格者の保育士資格取得支援等を進める。

(1)保育士確保施策

- ①保育士養成施設新規卒業者の確保 [平成24年度補正予算で積み増し]
 - ・保育士の仕事の大切さや魅力を伝えるための取り組みや、養成施設の就職あっせん機能を向上させるための研修費用の助成
- ②保育士の就業継続支援 [平成24年度補正予算で積み増し]
 - ・新人保育士を対象とした、就職前の期待と現実とのギャップ(リアリティショック)への対応方法、保護者対応等のストレスの高い業務に ついての研修費用の助成
 - ・保育所の管理者(所長等)に対し、離職防止につながる人事管理や職場環境改善等の研修費用助成
- ③潜在保育士の再就職等を支援する「保育士・保育所支援センター」の設置 [平成24年度補正予算で積み増し]
 - ・潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」への助成

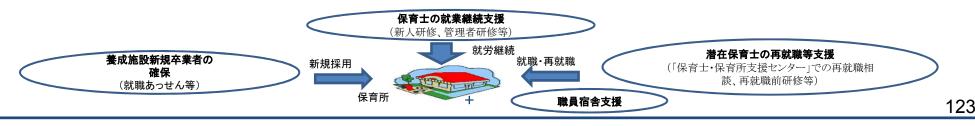
[保育士・保育所支援センターの業務]

潜在保育士の相談・就職あっせん、潜在保育士の活用方法に関する保育所への助言、 保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応(職業体験など)等

- ・保育士養成施設から卒業生に対し、再就職支援機関や再就職支援研修を周知する費用の助成
- (新) ④潜在保育士の再就職を支援するため、現場復帰に必要となる講座や施設実習を行う [安心こども基金の要綱改正により対応(6月6日付)]
 - ・保育所等の経営者や管理者を対象とした研修、再就職を希望する者への再就職前の保育実技研修等を明記 [補助率]国1/2
- (新) ⑤職員用宿舎借り上げ支援 [安心こども基金の要綱改正により対応(6月6日付)]
 - •宿舎借り上げのための賃借料を補助

[補助対象] 保育所等(認可保育所、認定こども園、加速化プラン対象認可外保育施設。公立は除く。)に新規に採用された者又は保育所等に採用されてから5年以内の者

[実施主体] 市町村又は保育所等の設置者 [補助基準額] 1戸当たり月額8万円 [補助率]国1/2

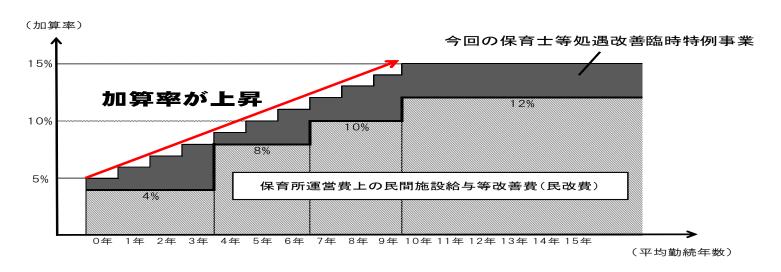


(2)保育士の資格取得と継続雇用の支援 [平成24年度補正予算で積み増し]

- ①認可外保育施設に勤務する保育士資格を有しない保育従事者の保育士資格取得に対する支援
 - ・認可外保育施設を対象に、保育従事者の保育士資格取得に要する費用(通信制保育士養成施設の受講料の1/2)、受講に伴う代替要員費を助成する。 ※小規模保育事業の実施者も対象
- ②保育士養成施設入学者に対する修学資金貸付
 - ・保育士養成施設の入学者を対象に、保育士資格取得に必要な修学資金の貸し付けを行う。(卒業後に保育所等で5年間業務に従事した場合は返済を免除)
 - ※生活保護世帯の児童が貸付を受ける場合は、生活費として上乗せ。
 - ※介護福祉士等修学資金貸付と同様に、都道府県から団体に貸付資金の補助

(3)保育士の処遇改善 [平成24年度補正予算で積み増し]

- ・保育士の処遇改善のため、保育所運営費の民間施設給与等改善費(民改費)を基礎に、上乗せ相当額を保育所運営費とは別に 交付する。交付対象は、私立保育所(私立認定こども園の保育所部分を含む)の保育士等とし、上乗せ相当額を保育所に交付。
 - ※民間施設給与等改善費は、保育士等の平均勤続年数に応じた加算率により私立保育所に対する保育所運営費を上乗せする仕組み。 ※保育所に対し、①処遇改善計画の策定、②実績報告を求める。



3. 小規模保育事業など新制度の先取り

○新制度の施行を見据えて、保育の量拡大に繋がる新制度の先取りとなる事業を実施。

新) (1) 小規模保育運営支援事業

[補助概要]・待機児童の大部分を占めている3歳未満児について、重点的に受け入れを増加させる。

①小規模保育運営支援事業 [安心こども基金の要綱改正により対応(10月18日付)]

現行、補助対象とならない利用定員6人以上19人以下の認可外保育施設について、新制度では地域型保育給付の対象となることから、 待機児童の解消に向け、新制度の施行を待たずに、一定の基準を満たす施設に対して、運営費の補助を行う。

[補助要件] 以下の基準等を満たす場合に運営費を補助。

	A型	B型	C型	
利用定員	6人以上19人以下	6人以上19人以下	6人以上15人以下	
保育従事者の配置	<u>保育士</u> 0歳児 3:1 1·2歳児 6:1 → ±1人	保育士+保育従事者 <u>0歳児 3:1</u> 1・2歳児 6:1 +1人 ※上記のうち保育士は1/2以上	家庭的保育者 0~2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	
保育室等	0・1歳児 1人につき 3.3㎡	2歳児 1人につき 1.98㎡	<u>0~2歳児 1人につき3.3㎡</u>	
連携施設	食事の提供、嘱託医による健康診断、屋外遊戯場の利用、合同保育等に関する支援を行う連携施設を認			

[補助基準額・補助率] (注)地域の状況等にかんがみ、やむを得ない事情がある場合、利用定員の範囲内で満3歳以上児も対象とすることができる。

1人当たり月額単価	A型	B型	C型	補助率	
4歳以上(注)		<u>25, 300円</u>			
3歳児(注)	<u>30, 800円</u>				
1•2歳児	<u>88, 900円</u>	<u>76, 000円</u>	ог соош	国1/2	
O歳児	<u>157, 100円</u>	<u>130, 400円</u>	<u>85, 600円</u>		
連携施設1か所当たり		24,600円(月額)			

※この他、保育士資格を有しない従事者への資格取得支援(2(2)①)や家庭的保育者研修(安心こども基金)についても支援。

②グループ型小規模保育事業 [平成24年度補正予算で積み増し] 実施要件を満たすものに対して引き続き補助を行う。

新

(2)長時間預かり保育支援事業 [安心こども基金の要綱改正により対応(6月6日付)]

[補助概要] ・幼稚園の人材・施設を活用し、預かり保育の拡充により待機児童の解消を図る。

[補助内容]・幼稚園の預かり保育は、共働き家庭の子どもについても一定程度受け入れていることから、保育所と同様に11時間開所を行う私立幼稚園の預かり保育に対し、運営費の補助を行う。

[補助要件]・事業開始後5年以内に幼保連携型又は幼稚園型認定こども園への移行に向けて事業を実施

- ・職員配置は設備運営基準に準じて配置(3歳未満児については保育士、3歳以上児については幼稚園教諭又は保育士)、施設設備は 事業開始後5年以内に幼保連携型又は幼稚園型認定こども園に必要な基準を満たすこと。
- ・土曜日、幼稚園の長期休業日も原則として実施。

[児童1人当たり月額] O歳児:107千円、1·2歳児:57千円、3歳児:11千円、4歳以上児:9千円 ※私学助成(一般補助)による支援とは別に補助

[補助率] 定額(平成25年度)

新

(3)利用者支援 (※)

[補助概要]・子育て家庭が身近な場所で、子育て支援の給付・事業の中から適切に選択ができるように、地域の子育て支援の給付・事業 の情報を集約、分かりやすく提供し、実際の利用に繋げていく。

「補助内容」・利用者支援を実施する専任の常勤職員の配置に要する費用を支援。

4. 認可を目指す認可外保育施設への支援

の新制度上の給付対象となる認可保育所又は認定こども関への移行を目指す認可外保育施設に対して、以下の支援を実施。

「補助要件〕

- ・認可保育所又は認定こども園への移行を希望する施設であること。
- ・ハード面は認可基準を満たす見込みがあり(整備費支援(4(1))等により満たす場合を含む)、ソフト面は認可基準上の必要人員数を満たすこと。(有資格者 (保育士又は看護師)比率は1/3以上であること。)。(事業開始後5年以内)
- ・認可化移行可能性調査(←4(3)①により支援)を実施する等により、施設設備面での課題解決や保育士資格を有していない者に指定保育士養成施設にお ける受講によって保育士資格を取得させること(←2(2)①により支援)による保育士人材確保を図ること等を踏まえた認可化移行計画を策定し移行を図ること。

(1) 整備費支援 [安心こども基金の要綱改正により対応(10月18日付)]

・認可基準を満たすために必要な、改修費・賃借料等の補助を行う。(間仕切り、スロープ、水回りの改修費、賃借料等) 「補助基準額]3.000万円 「補助率]国2/3

新

(2)運営費支援 「安心こども基金の要綱改正により対応(6月6日付)]

・補助要件を満たした認可外保育施設に対して運営費を補助。(有資格者比率は1/3以上で可)※新設又は定員増を行う場合以外も対象。

児童1人当たり月額	O歳児	1•2歳児	3歳児	4歳以上児	補助率
有資格者比率1/3以上の場合	72千円	39千円	15千円	12千円	
有資格者比率6割以上の場合	89千円	48千円	18千円	15千円	国1/2
設備運営基準を満たす場合	107千円	57千円	22千円	18千円	

・開設準備費加算(新設又は定員増を行う場合の増加した定員分) 定員1人当たり 7.500円

新

(3)移行費支援

- ①認可化移行可能性調査費 [安心こども基金の要綱改正により対応(6月6日付)]
 - ・認可保育所等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書を作成するための費用を助成
 - 計画書の作成後、認可保育所等に移行するまでの助言・指導するための費用を助成 「補助基準額]都道府県知事が必要と認めた額
- ②移転等支援事業 [安心こども基金の要綱改正により対応(10月18日付)]
 - ・移転に必要な経費への支援

「補助基準額」 120万円 「補助率] 国1/2

・仮設設置支援(仮設設置が必要な場合) 「補助基準額」 380万円

「補助率」 国1/2

5. 事業所内保育施設への支援

○事業所内保育施設は待機児童の減少にも貢献していることから、その充実を図るため、助成金の要件を緩和する。

(1)事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の要件緩和

労働保険特別会計で実施 (要件緩和部分は(※))

[緩和の概要]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の「自社労働者の子が半数以上いること」とする現行の助成要件を緩和する。

[緩和の内容]・事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、事業主等からの強い要望を踏まえ、「自社労働者の子どもが1人以上いること(雇用保険の被保険者の子が半数以上)」に緩和することにより、地域の待機児童受け入れに活用することを容易にする。